

令和 6 年第 2 回定例会

麻 績 村 議 会 会 議 録

令和 6 年 6 月 5 日 開会

令和 6 年 6 月 12 日 閉会

麻 績 村 議 会

令和六年第二回〔六月〕定例会

令和六年第二回〔六月〕定例会

麻績村議会会議録

麻績村議会会議録

令和6年第2回麻績村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (6月5日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の説明	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○村長挨拶	6
○諸般の報告	8
○請願・陳情等の委員会付託	8
○議案第1号～議案第4号まで一括上程、提案理由の説明	9
○散会の宣告	11

第 2 号 (6月7日)

○議事日程	13
○出席議員	13
○欠席議員	13
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	13
○事務局職員出席者	13
○開議の宣告	14
○議事日程の説明	14
○一般質問	14

茂 木 泰 男 君	1 5
飯 森 寛 志 君	2 1
清 水 清 君	3 3
飯 森 茂 孝 君	4 8
塚 原 利 彦 君	5 9
宮 下 朗 君	7 5
○委員長報告	9 0
○散会の宣告	9 3

第 3 号 (6月12日)

○議事日程	9 5
○出席議員	9 5
○欠席議員	9 6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 6
○事務局職員出席者	9 6
○開議の宣告	9 7
○議事日程の説明	9 7
○議案第1号の質疑、討論、採決	9 7
○議案第2号の質疑、討論、採決	9 8
○議案第3号の質疑、討論、採決	9 8
○議案第4号の質疑、討論、採決	9 9
○発議第1号の質疑、討論、採決	1 0 0
○発議第2号の質疑、討論、採決	1 0 0
○発議第3号の質疑、討論、採決	1 0 1
○発議第4号の質疑、討論、採決	1 0 1
○発議第5号の質疑、討論、採決	1 0 2
○発議第6号について	1 0 3
○閉会中の所掌事務調査の件について（議会運営委員会）	1 0 3
○閉会中の継続審査の申出について（社会文教委員会）	1 0 3
○村長挨拶	1 0 4

○閉会の宣告.....	1 0 5
○署名議員.....	1 0 7

○ 招 集 告 示

麻績村告示第 2 3 号

令和 6 年第 2 回麻績村議会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 5 月 2 8 日

麻績村長 塚 原 勝 幸

1 日 時 令和 6 年 6 月 5 日（水） 午前 9 時

2 場 所 麻績村役場 議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（８名）

1 番 飯 森 茂 孝 君
3 番 宮 下 朗 君
5 番 飯 森 寛 志 君
7 番 清 水 清 君

2 番 塚 原 利 彦 君
4 番 茂 木 泰 男 君
6 番 宮 川 秀 俊 君
8 番 峯 村 賢 治 君

不応招議員（なし）

令和6年第2回麻績村議会定例会（第1日）

議事日程（第1号）

令和6年6月5日（水）午前9時開会

開会及び開議の宣告

議事日程の説明

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 村長挨拶

日程第 4 諸般の報告（村長報告3件、議員派遣結果報告、その他報告）

日程第 5 請願・陳情等の委員会付託について

日程第 6 議案第1号から議案第4号まで一括上程

議案第 1 号 麻績村聖高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例について

議案第 2 号 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起について

議案第 3 号 令和6年度麻績村一般会計補正予算（第1号）

議案第 4 号 令和6年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第1号）

出席議員（8名）

1 番 飯 森 茂 孝 君

2 番 塚 原 利 彦 君

3 番 宮 下 朗 君

4 番 茂 木 泰 男 君

5 番 飯 森 寛 志 君

6 番 宮 川 秀 俊 君

7 番 清 水 清 君

8 番 峯 村 賢 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村 長	塚 原 勝 幸 君	副 村 長	宮 下 利 秀 君
教 育 長	加 瀬 浩 明 君	村づくり推進課	塚 原 敏 樹 君
総 務 課 長	森 山 正 一 君	振 興 課 長	塚 原 貴 志 君
住 民 課 長	宮 下 佳 康 君	観 光 課 長	宮 下 浩 保 君
教 育 次 長	宮 下 信 俊 君	代表監査委員	飯 森 力 君

事務局職員出席者

議会事務局長	塚 原 優 仁	書 記	滝 沢 真 吾
--------	---------	-----	---------

開会 午前 時 分

◎開会及び開議の宣告

○議長（峯村賢治君） おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、令和6年第2回麻績村議会定例会第1日目を開会いたします。

会議を開く前に申し上げます。

村でも既に取り組まれています、さきの議会運営委員会で協議がされ、当議会においても地球温暖化防止対策、また、節電に資するため、10月31日までクールビズ対応で行います。なお、上着の着用については個人の判断といたします。行政関係の皆様におかれましても、趣旨をご理解いただきご協力をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス等の感染拡大防止予防策として、手洗いと消毒液による除菌、議場内の換気の徹底等を行います。

なお、傍聴される方におかれましても、感染予防に留意され傍聴をしていただきますようお願いいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

報道関係者より、議会傍聴、撮影の申出がありましたので、これを許可します。

◎議事日程の説明

○議長（峯村賢治君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、今期定例会の会期中の日程につきましては、さきの議会運営委員会において審議予定表のとおり決定しておりますので、報告いたします。

事務局長より、議案等配付資料の確認及び今期定例会の日程と本日の議事日程等についての説明を願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎会議録署名議員の指名

○議長（峯村賢治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第119条の規定により、3番、宮下朗議員、4番、茂木泰男議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（峯村賢治君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

5月8日開催の議会運営委員会において、本日5日から12日までの8日間と決定しております。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を本日6月5日から6月12日までの8日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日5日から12日までの8日間と決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（峯村賢治君） 日程第3、村長挨拶。

塚原村長。

〔村長 塚原勝幸君 登壇〕

○村長（塚原勝幸君） 本日ここに、令和6年第2回麻績村定例議会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところ、ご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

令和6年度も2か月余りが経過いたしました、ここで新年度に入りましての事業の進捗

状況等につきまして、主な事項について報告をさせていただきます。

新型コロナウイルスがインフルエンザと同等になりまして、ゴールデンウィークには聖高原も天候に恵まれ、多くの観光客の皆さんに来場いただき、聖湖の釣りやボート、スライダー等、各地でにぎわいを見せておりました。

博物館におきましては、ボランティアの皆さんによります機関車を主体としたイベントや、スキー場では、食を主体に行われたイベント、聖湖でのヘラブナ釣り大会開催等にも多くの皆様に来場いただきました。

また、聖高原のオートキャンプ場の整備につきましては、順調に工事が進められており、今後、多くの皆さんに活用いただけるものと期待をしております。

次に、令和5年度の継続事業として、繰越事業として整備を進めております桑山地区の若者定住促進住宅の建設につきましては、6月末を完成の予定とし、7月よりの入居者を募集したところ、4名の入居者も決まりまして、今後、入居者に向けての入居手続等の説明を進めていくところでございます。

次に、障害者の皆さんの働く場所、福祉企業センター等安心な活動場所、山ぼうし作業場の整備につきましては、今年度よりの建設に向けまして、現在、関係機関への許可申請に向けて指導をいただいております。障害者の皆さんの安心な働く場所、そして、安全な活動場所として整備を進めていくところでございます。

次に、第2回臨時議会で工事契約を承認いただきました番場水道施設整備工事につきましては、土木工事に入りまして、安心・安全な水道水の供給に向けて、また、災害時等におきましては、緊急給水場所としての機能を備えた水道施設として、早期完成を目指しております。

次に、若者定住住宅の整備や集合住宅の整備につきましては、現在、入札に向けた準備や土地購入に向けた準備等の事務手続を進めさせていただいております。

また、子育てする保護者の負担軽減を図る上から、小・中学校の給食費の無料化や保育園、未満児保育料の軽減を4月より実施させていただいております。子育てしやすい村づくりへつながるものと思っております。

そして、自転車用のヘルメットの補助の実施、教育施設の充実、ゼロカーボンに向けたEV車の導入、空き家活用の推進、地域要望に応える道路、農道、農業用水路の整備など、予定どおり進展するよう事務の執行に努めてまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、各種事業の推進に今後とも一層のご理解、ご協力を賜ります

ようお願い申し上げます。

今定例会におきましては、報告、条例改正、補正予算の案件を提出いたします。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に際しまして挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎諸般の報告

○議長（峯村賢治君） 日程第4、諸般の報告を行います。

報告第1号 第12期聖高原リゾート株式会社の経営状況に関する書類の報告について、報告第2号 第52期株式会社聖高原管理センターの経営状況に関する書類の報告について、報告第3号 令和5年度麻績村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、以上3件につきましては、既に配付してあるとおり、村長より報告がありました。

次に、議員派遣結果報告についても、お手元に配付してあるとおりです。

その他、報告がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） ないようですので、次に進めます。

◎請願・陳情等の委員会付託

○議長（峯村賢治君） 日程第5、請願・陳情等の委員会付託を行います。

第6-2号 「訪問介護費の引き下げ撤廃と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと」を求める陳情、第6-3号 「義務教育費国庫負担金制度の堅持・拡充」を求める請願、第6-4号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」の採択を求める請願、第6-5号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願、第6-6号 「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准」を求める請願、また、継続審査となっております第5-8号 「年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書」の採択を求める陳情、以上6件につきましては社会文教委員会に付託いたします。

◎議案第1号～議案第4号まで一括上程、提案理由の説明

○議長（峯村賢治君） 日程第6、議案第1号から議案第4号までの5議案を一括上程します。

議案名の朗読は省略いたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

塚原村長。

〔村長 塚原勝幸君 登壇〕

○村長（塚原勝幸君） 令和6年6月定例議会に提出いたしました議案の提案理由を申し上げます。

初めに、議案第1号 麻績村聖高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本件は、聖高原のさらなる活性化に向けて、新たにオートキャンプ場を整備することから、必要な改正を行うものです。

次に、議案第2号 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起についての提案理由を申し上げます。

聖高原別荘地、地上権設定契約者の長期にわたり地代を滞納している者に対し、地上権設定契約に基づく権利解除を法的行為により行うため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第3号 令和6年度麻績村一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

本年度も既に2か月が経過いたしました但、事務事業も順調に進展しております。事務事業を執行していく上で必要となりました事項につきまして、予算補正を行うものです。

補正内容の主な点について申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

村税では、定額減税に伴う個人住民税の減額を補正計上いたしました。

地方特例交付金では、定額減税に伴う個人住民税補填分の増額を補正計上いたしました。

国庫支出金では、総務費国庫補助金、衛生費国庫補助金の増額を補正計上いたしました。

県支出金では、農林水産業費県補助金の増額を補正計上いたしました。

財産収入では、不動産売却収入の増額を補正計上いたしました。

諸収入では、雑入の増額を補正計上いたしました。

次に、歳出の概要について申し上げます。

全款にわたり、4月の人事異動等に伴う人件費、共済組合負担金の変動を会計年度任用職員の勤勉手当の増額を補正計上いたしました。

その他主な各款別内容を申し上げます。

総務費では、定額減税調整給付金関係経費及び委託料の増額を、負担金補助及び交付金の減額を補正計上いたしました。

民生費では、役務費、委託料、負担金補助及び交付金の増額を補正計上いたしました。

衛生費では、財源組替えを補正計上いたしました。

農林水産業費では、委託料及び負担金補助及び交付金の増額を補正計上いたしました。

商工費では、使用料及び賃借料の増額を補正計上いたしました。

教育費では、需用費及び負担金補助及び交付金の増額を補正計上いたしました。

予備費では、歳入歳出の調整を行いました。

補正額は4,380万円を増額し、補正後の歳入歳出総額は29億1,880万円となります。

次に、議案第4号 令和6年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、介護保険料の増額を補正計上いたしました。

歳出では、会計年度任用職員の手当の増額を補正計上いたしました。

補正額は20万3,000円を増額し、補正後の歳入歳出総額は4億7,120万3,000円となります。

以上議案4件です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本日は上程のみとし、審議、採決については6月12日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認め、本日は上程のみとすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（峯村賢治君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

令和6年第2回麻績村議会定例会第1日目を終了し、本日はこれで散会とします。

この後、直ちに委員会室において全員協議会を開催し、上程しました議案の内容説明を受けますので、移動をお願いします。また、全員協議会終了後、社会文教委員会を行います。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前 時 分

令和6年第2回麻績村議会定例会（第2日）

議 事 日 程（第2号）

令和6年6月7日（金）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

日程第 2 委員長報告

出席議員（8名）

1 番 飯 森 茂 孝 君

2 番 塚 原 利 彦 君

3 番 宮 下 朗 君

4 番 茂 木 泰 男 君

5 番 飯 森 寛 志 君

6 番 宮 川 秀 俊 君

7 番 清 水 清 君

8 番 峯 村 賢 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村 長 塚 原 勝 幸 君

副 村 長 宮 下 利 秀 君

教 育 長 加 瀬 浩 明 君

村づくり推進課 長 塚 原 敏 樹 君

総 務 課 長 森 山 正 一 君

振 興 課 長 塚 原 貴 志 君

住 民 課 長 宮 下 佳 康 君

観 光 課 長 宮 下 浩 保 君

教 育 次 長 宮 下 信 俊 君

代表監査委員 飯 森 力 君

事務局職員出席者

議会事務局長 塚 原 優 仁

書 記 滝 沢 真 吾

書 記 臼 井 孝 夫

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（峯村賢治君） おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員 8 名全員です。定足数に達していますので、令和 6 年第 2 回麻績村議会 6 月定例会第 2 日目を開会いたします。

傍聴をされる皆様をお願いいたします。

6 月定例会においても動画のユーチューブ配信を予定しております。傍聴される方も映像に映る可能性がございますので、あらかじめご承知ください。

また、新型コロナウイルスなどの感染拡大予防対策としまして、手洗いと消毒液による除菌、議場内の換気の徹底等を行います。傍聴される皆様におかれましては、感染予防に留意され傍聴していただきますようお願い申し上げます。

報道関係者より写真撮影、傍聴等の申出がありましたので、これを許可します。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の説明

○議長（峯村賢治君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎一般質問

○議長（峯村賢治君） 日程第 1、一般質問を行います。

一般質問通告者は 6 名です。

質問の順序は、既に配付してあります一般質問通告事項のとおりです。

それでは、順番に発言を許可します。

◇ 茂 木 泰 男 君

○議長（峯村賢治君） 初めに、4番、茂木議員の一般質問を許可します。

なお、茂木議員より着座にて質問を行うことの要望を受けておりますので、これを許可します。

茂木議員。

○4番（茂木泰男君） さきに通告した4項目を一問一答で、誠に恐縮ですが着座のまま質問します。

質問事項1、駅前周辺の整備事業について。2、防災対策について。3、新型コロナウイルス感染症対策について。4、障がい者福祉計画・障がい児福祉計画についてです。

それでは、要旨に沿って質問をします。

まず、質問事項1、駅前整備について。

今年の区長会の資料を見ると、令和6年の重点事業に聖高原整備事業が商工振興として明記されていますが、ほかの重点事業と違い、各課の詳細説明には載っていないので取組が不明瞭と受け止めております。また、村の駅前整備事業の考え方を村長にお聞きしたい。お願いします。

○議長（峯村賢治君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 質問に対してご答弁申し上げたいと思います。

駅前整備につきましては、いろいろと今協議の段階というような形でございますし、また、村ばかりでなくて、やはり関係する皆さん方、関係機関とのいろんな協議も必要というような形の中でそういった協議を進めるとともに、また、駅前についても大変構成が変わってきたといえますか、アルピコタクシーさんがいなくなりまして空き家ができたり、また、タクシー等についても聖高原バスさんが運行するというような形の中においては、やっぱり今までと構造がちょっと変わってきているというような部分もございますので、そういった中におきましては、強いて言えば今後そういう土地等の部分につきましても、今後そういったも

のに協力いただけるかどうかというような部分で、いろいろな面で協議をさせていただいているところでございます。

いずれにしても、なかなか大規模ないろんなものを含めると大規模な計画ということになりますので、そういった今下調べという部分で総体的に今検討を進めているという段階でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） この駅前整備事業に関しては、子ども議会でも取り上げられました。

それで、また、同僚議員も何回も質問をしております。

予算では、聖高原駅前整備研究検討委員10名の報酬17万5,000円と駅前整備検討書類作成委託料の50万円が計上されています。

以前の質問の際は、役場の庁内で研究・検討してから委員会を立ち上げるとの回答だと記憶していますが、委員会の構成は庁内の幹部職員だけでなく、専門家の考えやこれからの若い人や大学の連携による学生参加、協力隊の採用、活用は考えていないのか。また、委員会の構成を含めて、現在の進捗状況と今年度のタイムスケジュールをお聞きます。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 委員会の設置につきましては、まだまだ事務作業の中でいろいろ協議をしている段階でございますし、どういう形で検討委員の皆様方にお示しするかというようなことも今検討中でございます。

なかなか大規模な工事をということになりますと一朝一夕には、全体的な財政的な部分についても検討する中で、今この中につきましては、これは障害者の皆さん方の施設というようなことで、かなりの今年、来年というような形で事業実施をしていくというようなことでございますし、そういうものも併せ、また村内にはいろんな各種事業の計画ものっております。そういうものを調整しながら、やはり大規模工事についてはいかに財源を使いながら、また、そして村民の皆さん方に負担がかからないような形の中で実施をしていかなければと思っていますところでございます。

委員会等につきましては、幅広い皆さん方のご意見等を伺えるような形で実施をしてまいりたいと思いますし、今後そういった基礎的な事務がある程度進んだ段階においては、そういった部分で検討委員会の立ち上げ等もする中で、皆さんのご意見を聞きながら、そういった皆さんのご意見を反映しながら、また、駅前整備というような部分に生かせればと思って

いるところでございます。

そのような形で、今後そういう全体的な地権者等々のいろんな課題を1つずつ解決しながら、そういった中でまた委員会の検討もしていただければと思うところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） この問題は以前にも申し上げましたが、聖高原という観光地を持ちながら、その玄関口の一つである聖高原駅前の現状は必ずしもよい状況ではないと思っています。

また、観光で訪れる皆さんのみならず、整備再開発は、村の活性化や若者の移住定住に影響を及ぼすと考えられますので、観光振興などいろいろなつながりがある中、駅前整備事業として各課を横断した総合的な取組として、村を挙げて早急に推進していただきたいと思います。

以上で、この質問は終わります。

質問事項2、防災対策について。

能登半島地震から5か月と東日本大震災から13年、阪神大震災から29年が経過しましたが、その傷痕はいまだに残っています。また、最近日本各地で地震情報される中、6月3日にも震度5という地震がありました。

このような状況を踏まえて、麻績村においては、以前の質問に対して災害関連は各種の対応物品について補助はないということでしたが、各地区の災害に対する温度差はあるものの、非常食を購入して熱心に取り組んでいるところもあるので、住民活動費とは別枠の災害対策補助は出ないのか。また、村長にお尋ねをします。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

現在、災害対応物品については、村で準備をして地区一次避難所へ配布しております。地区での災害備品などの購入に対しては、これまで、先ほど議員おっしゃいましたように、村から補助は出ておりません。

食物等も、食料品、水につきましては、一次避難所については、各自持ち寄りで対応ということで一次避難所の災害対応をお願いしているところでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） 分かりました。そういうことですので、次の質問に入ります。

能登半島には昨年、私6月に和倉温泉に行ってきました。石川能登半島の七尾市にもある温泉は大変温まる温泉です。夜は能登太鼓を見学して、2日目は朝市を車椅子で1時間半見学し、10年ぶりに行き、今回で能登は4回目でございます。

楽しんできて、令和6年1月1日のニュースで能登半島地震を知りました。何か目を疑いましたけれども、朝市は一面焼け野原、災害は村民の命に関わることなので、村の考えや予算も伴うこともありますが、災害は忘れた頃にやってくるとのことわざどおり、いつ何どき起こるかもしれません。

そのための備えとして、物品補助について検討していただきたいと思います。区ではやっぱりこういう災害に備えて乾パンとか、飲み物とかいろんな用意をしているところもありますけれども、ぜひともそういうところには積極的に補助をしていただきたいです。こんな願いでいっぱいです。

質問事項3、新型コロナウイルス感染症予防対策についてお聞きます。

昨年5月8日から、新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類に移行、法律に基づく入院勧告や外出自粛要請はなくなり、基本的な感染対策は個人や事業者任せ、町なかでもマスクを外す人が見られ、日々の生活は規制が撤廃、日常生活が戻っているようになりました。

先日、議長と東京へ町村研修会へ行ってきたんですが、そのときはちょっとマスクをかけているのはどのくらいいるかと思ったら、もう半数以上が東京辺りではかけていない、こんな状況です。

しかし、変異株が次から次へ出てきて、感染者の数も増加しているなど終息したわけではなく、いつ何どき感染が拡大するかもしれません。特に高齢者や基礎疾患を持っている人など安心できる状況ではありません。

そんな中、治療薬代の公費支援が終了しましたが、支援がなくなると重症化し入院する人が増えて医療が逼迫する可能性があると言われていています。ワクチン予防接種が有料になることで、そこで今後も引き続き予防のため、ワクチン接種を奨励する中、インフルエンザと同じように麻績村においては、新型コロナウイルスの予防接種に対する対策をどう考えるのか、お聞きます。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） それでは、私のほうからコロナ関連のワクチン接種の関係、お答えさせていただきます。

先ほど議員おっしゃられましたように、新型コロナに関しては、昨年5月から感染症法上5類に移行され、季節性インフルエンザなどと同等の扱いとなっております。予防接種に関しては、令和5年度までは特例臨時接種に位置づけられ個人負担はありませんでしたが、今後は定期接種となり、個人負担が発生する見込みです。また、方法も村で昨年度まで実施しておりました集団接種から医療機関での個別接種となる見込みとなっております。

実際にワクチンの供給は9月頃という見込みでございますけれども、5類に移行されたとはいえ重症化リスクがなくなったわけではございませんので、住民の健康を守るためにはやはり予防接種は重要と考えております。

今後は、国や他の自治体の動向を見つつ、インフルエンザ予防接種と同様に接種費用の負担軽減が図れればと検討を進めております。よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） やっぱ何ですかね、集団接種がなくなると個別接種になると、麻績村の医療機関では通常の医療行為に支障が出るおそれがあるのではないかと危惧するところですよ。

さらに、今までは俗に言う交通弱者に対し、タクシーを手配するなど手厚く対応していただいたものがなくなるわけですが、接種したい人は自分で行ってくださいということになれば、接種率も下がり、さらなる感染が広がることと考えられます。総合的に考えると集団接種は継続していただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 現在のところ、東筑の各医院の先生方とまだ十分な協議等進んでおりませんが、やはり今のところは各医療機関での個別接種をお願いしていくというような段階でございます。

また、接種について医療事務、普通の診療との兼ね合いでございますけれども、インフルエンザとの接種、併用接種というか同時接種は難しいというようなお話も伺っております。そのあたり総合的に含めまして、各個別の医療機関と協議を続けてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） コロナ接種、個人的に払うという部分は、この間私ちょっと聞いたん

ですが、7,000円近くかかるんじゃないかと、こんなように言っていました。ますます、友達にもみんな聞いているのが、俺はもうそんなに出すならやらないという人が大半でした。いろんな事情もあり、予算も伴うことでもあります。高齢者や基礎疾患をお持ちの方、障がいをお持ちの方が安心して暮らせることができるように、新型コロナウイルス感染の予防のために予防接種に対する対策を引き続き強化していただくことをお願いして、この質問は終わります。

質問事項4、障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の期間が令和6年4月から策定されたところですが、障がいを持つ皆さんのご理解と計画の実施に当たってのご協力が不可欠と思いますが、その周知についてはどのように村としてお考えなのか、お聞きします。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） それでは、障がい福祉計画についてお答えいたします。

昨年度に、障害のある人や児童に係る取組の基本的な方針を定めた障がい者計画、その実質的計画等の位置づけとなる障がい福祉計画・障がい児福祉計画を策定いたしました。

計画の中では、障がいのある人も障害のない人と同じように家族や地域で通常の生活ができるようにする社会づくり、いわゆるノーマライゼーションを基本理念としております。これには行政が行う施策のほかに、先ほど議員おっしゃられました実際当事者の皆様のご理解、また、地域の理解、支援が大変重要になってまいりますので、計画を村ホームページ等に掲載し、広く周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） 今ご答弁をいただきましたが、計画的に周知していただきますようにお願いします。

障がい者の望む地域活動の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応とサービスの質の向上に向けて取り組んでいただくためには、当事者と行政だけでなく、村民のご理解とご協力が不可欠だと思いますので、よろしくお願いします。

これで、私の質問を終わります。以上です。

○議長（峯村賢治君） 4番、茂木議員の一般質問が終了しました。

◇ 飯 森 寛 志 君

○議長（峯村賢治君） 続いて、5番、飯森寛志議員の一般質問を許可します。

飯森議員。

○5番（飯森寛志君） 5番、飯森寛志です。

事前に通告いたしました1、現園児・児童・生徒通学バス利用時の安全性と学校の対応について。

2つ目、当村における森林経営計画管理制度の進捗についてを質問いたします。

一問一答でよろしく願いいたします。

まず、1番目の現園児・児童・生徒通学バス利用の安全性についてですが、前回の子ども議会の中でも質問があり、回答、返答がございました。

その中で、定期バスをスクールバスのようなことを言われた記憶がございます。また、以前もスクールバスに関してはいろんな質問がございましたが、今の状況と環境が違いますので、そのときがどうのこうのということはいいません。

今の現状から見てスクールバスという部分に関してのお答えをお願いしたいと思いますが、まず、基本的にスクールバスとは、これは学生・生徒の通学を目的として運行されるバスです。始業時刻、終業時刻に合わせて学生・生徒が居住している住宅地域と学校、保育園も含みますが、最寄りの鉄道駅学校間、離れたキャンパス等を結んで運行されるというのがスクールバスという定義がございます。

また、運行の主体に関しては、一般的に学校を運営している団体であり、学校関係者以外の利用はできないということになっております。また、運行方法としては、学校、地方公共団体自身が一切を保有する、運行する法規的な自家用バスということで、運送法の中にも一般貸切り旅客自動車運送事業、貸切りバスという中にうたっております。

また、法規上に関しては、またいろいろありまして、乗車中の通園・通学のバスを車両等で通過する場合は徐行が義務づけられているですとか、道路運送車両の保安基準に関しては、小・中学校、幼稚園・保育所、特別支援学校などの送迎に従事される業務の乗車定員11人以上のバスに関しては、車体の前後左右に標識をつけることを義務づけられております。

スクールバスの運行に関しては、自家用バス、乗合バス等あるとは思いますが、今の中では自家用バスはナンバープレートは白でもよろしいということでありまして、免許に関しては大型1種、もしくは中型1種免許という部分がございます。

乗合バスに関しては、学校の最寄りの鉄道駅などから学校間に学生・生徒向けのバスを運

行するということがありまして、この場合は運賃も発生する場合もございます。通常バス路線と同額、もしくは割引、無料ということがうたっております。

そこでまず、現麻績村として、スクールバスの必要性はということでお尋ねします。村長のほうにお尋ねします。いかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） スクールバスについては、今までいろいろな考え方というようなことでやってきているわけでございますけれども、基本的には、村営バスを活用してというような形で村としては推進をしてきたというような経緯でございます。

また、学校等も諸事情によりまして、いろいろと臨時とかいろんな部分で出したりというようなことがございますし、また、これについては以前から路線のバス活用の路線のエリアの子供たち、なおかつ何キロ以上の子供たちというような形の中でスクールバスが、スクールというよりバスを活用してもというような形になってきたと思っております。

本来ですと、やはり歩くということが一番の課題でございますけれども、この節、安全・安心というような部分からそういった部分、それからある程度の距離以上の者については、やはり負担がかかるというような形で村営バスというような形になってきていようかと思えます。

実際的には、なかなかスクールバスということになりますと、全村を網羅しなきゃならないというような部分もございますし、また、今やっております村営バスの活用というようなものにつきましても、やはりいろんな見直しもして来たり、いろいろとその学校に合わせたというようなこともして来たわけでございますけれども、この辺についてもできれば村営バスの活用、そしてプロのドライバーの皆さん方による安全運転というような形の中で、今後も実施していかなければと考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） 今までのスクールバスの部分で定期バスの利用で運用ということのようですが、今年に入りまして、当地区から要望書が当局のほうに上がっていると思います。日付は令和6年3月26日提出の要望書でございますが、これに対する回答があれば、この場でお願いしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） それでは、私のほうからこちらの質問に回答をさせていただきます。

3月26日に提出されました要望書につきまして、村教育委員会のほうでは、4月9日の定例教育委員会で協議をさせていただきました。結果から申し上げますと継続審議となっているわけなんです、学校で保護者等から情報収集を行って実際の現状を把握してもらうよう教育長から校長に指示がされたところです。

その後、4月18日、小学校に伺いまして校長先生などからニーズを聞き取っております。低学年の登下校時間帯に合わせたバスの運行を望まれる状況だと分かりました。具体的な運行時間帯については、この際に聞き取りまして、朝夕の通学時間帯にバスの増便が可能か、総務課から委託先に投げかけていただいた状況となっています。

要望書の回答ということではありますが、こういった検討状況については、保護者のほうに報告をさせていただいているということでございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） 回答のほうはかなり早めにしていただいて、ありがとうございます。

ただ保護者に関しましては、保護者の方からはかなり安全性に関しては非常に疑問を持っておられますし、不安に思っておられます。

園児、児童に関しましては4年、6年ということで月日がたてば、その該当の園児、生徒さんではなく、また違う園児、生徒さんに変わってくる部分がございます、当該の保護者の方々も過ぎればという部分ではないんですが、なかなかこの問題に関して村からの明確なというんですかね、しっかりという部分ではないと思うんですが、回答をいただいていないというのが、歴代ずっと続けている保護者からの疑問というふうに私は解釈しております。

また、特に一番怖いのは悪天候というんですか、雨・雪のときに園児、児童が乗るときに、いっとき座れないという状況があったようです。これは利用する園児、生徒の数にもよりまずし、その状況にもよりまずが、かなり父兄の方は不安がられたという報告も受けております。

是が非でもというんですかね、近隣、隣村ではスクールバスを運行しておりますが、当村に関しては、エリア的なもの、通学的な時間的なもの等はあるとは思いますが、検討じゃなく本当に実施の方向性で進めていただければなとは思っております。

その中で、本当に園児、児童・生徒の通学時の安全確保という部分に関してはどのように

考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） それでは、お答えをさせていただきます。

安全確保といったところでございますが、もちろん重要なものでございます。ですが、スクールバスでないと安全確保ができないとは考えていないと申し上げたいところでございます。歩いて登校する児童も多いことですから、通学する道路の安全点検であったり、交通安全教室の実施などソフト面での充実が必要かと、そういった面で取組を重視させてもらっているといったところです。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） 確かに当村内では、バス利用の距離に関しては規定はございます。実際徒歩での通園、通学もございますし、ただ先ほどからも申し上げているとおり、定期バスに関しての通園、通学という部分に関して安全性的なものはどうなのかなと思っております。

実際小さい子供たちは、低学年の小学生なんですけれども、大きなランドセルを背負って、座席になかなか座れないという状況がございまして、中に乗っている住民の方が、ここ座りな、かばんをこっちに置きなといろいろ気を遣っていただいているようです。できれば学校関係の方が一緒に同乗していただいて、指導をしていただくということは可能でしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） ご質問にお答えをさせていただきます。

教職員といった部分ではなかなか難しいところがあるかと思いますが、安全確保といった面では、コミュニティスクールなどの学校ボランティアさんなどの活用が思い当たるところでございますので、そういった面でも状況改善に努めていければと思っております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） 実際、教職員さんに関しましては、今のご時世の働き方改革ということで非常に厳しい状況の中での勤務体系になっているかと思いますが、何度も申し上げますが、子供たち、未来・将来のある子供たちの安心・安全のバス通学に関しては、いま一度お考えしていただければなと思っております。

それでは、園児、児童の受入れ側として状況をちょっとお尋ねいたします。

先ほど申しましたが、働き方改革によって小学校教員の勤務時間等が短くなったり、かな

り制限されているように報道で聞いております。また、残業時間に関しましてもかなり縮小、短縮せよということで教育委員会、文科省のほうから指示が出ていると思いますが、麻績に関しての小学校の受入れ体制の時間等に関してはどうなっておりますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） お答えをさせていただきます。

教職員の働き方改革といったところでありますが、麻績小学校におきましては、超過勤務については月45時間以内を目標に取り組んでいる状況です。しかしながら、こういった新学期のスタート時期でもあったりと、数名が目標を超過している状況だと教育委員会では認識をしております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） 今、教職員さんの成り手がないという部分もありまして、非常に厳しい状況等ではありますが、何かいい知恵を出しながら、また、地域の人たちの応援を得ながら、安全・安心の部分を持っていいただければなと思っております。

その中で今の定期バスに関しては、JRの聖高原駅発着の列車時刻に合わせての運行になっていると思います。その中で、できれば学校、保育園の始業時間、終業時間に合わせてのバスの運行という部分を思っておりますが、その点はいかがでしょう。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

村営バス担当課としまして、先月になりますけれども、小学校の始業時間・終業時間に合わせた村営バスの増便運行について、運行案を提示させていただきまして、現在委託している事業者と協議をさせていただいた経過がございます。

結果につきましては、運転手の問題で残念ながら増便等はいできないという回答をいただいたところであります。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） 今の段階では残念ではありますが、何回かでも検討していただきながら、進めていただければなと思っております。

また、その中で過日、臨時運行バスという部分がありまして、小学校の児童さんを乗せていた経緯がございますが、この運用についてお尋ねします。いかがですか。

○議長（峯村賢治君） 宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） ご質問の件ですが、学校の一斉下校など臨時的に下校時間が早まった場合に、バスの運行を依頼しているといった状況です。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） 常時ではなく臨時ということですが、住民からすれば、だんだんとそれを定期運行にしてもらえないかなというのが正直な気持ちだと思いますので、財政のこともございますが、財政、人の配置のこともありますが、前向きに検討していただければなと思っております。

また、ちょっとここにはないんですが、関連して一つお聞きしたいんですが、定期バスをスクールバス併用となっておりますけれども、運行経路の変更、例えば小学校、保育園を最終到達地というふうにしての運行計画はいかがなものでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） では、私のほうからお答えさせていただきますが、経路の関係は、県のほうの申請がございます。県に申請をして許可を得ればできないことはないと思います。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） できれば検討していただきたいと思います。最終的に園児、児童がバスの最終まで乗っていても、学校の近く保育園の近くで乗降できるという部分に関しては、非常に安全性でも一考の余地があるのかなと思っておりますので、ぜひとも前向きな検討をよろしくお願いいたします。

それでは、2つ目の質問にまいります。

当村における森林経営計画制度の進捗状況についてでございます。

昨年設定した第7次振興計画内で第3節「産業を守り、育て、生かす 村づくり」の中で、林業に住民が安全で安心して暮らせる森林環境をとでございます。中には、松くい虫・有害鳥獣対策、国・県の補助事業の活用等々ありますが、基本的に麻績村の森林をどのようにデザインしていくか。松くい虫・鳥獣対策に国・県の補助事業を活用していくというふうなデザインをしていけば、随分、松くい虫・鳥獣対策が生きてくると思います。

実際、基本的に麻績の森林をどのようにデザインしているか、今の状況をお尋ねいたします。デザインの中で、麻績村森林整備計画との関連性もよろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、私のほうから、麻績村森林整備計画との関連性につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、森林整備計画につきましては、市町村が5年ごとに作成をします10年間を1期とします計画となります。地域の森林・林業の特徴を踏まえまして、森林整備の基本的な考え、これを踏まえたゾーニング、地域の実情に即しました森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法、また、森林の保護等の規範、路網整備等の考え方等を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想となります。

当村におきましては、令和3年4月1日に策定をございまして、令和13年3月31日が計画の終期となります。麻績村におけます森林整備に係る最上位計画となっております。

この計画では、本計画期間内に特に森林・林業に関し取り組むこととしまして、森林経営管理制度による住民への意見聴取等によります管理権の集約化を図り、必要に応じまして事業体への再委託及び村営によります適切な森林管理を推進すると記述がございします。

また、今後におきましても引き続き森林経営管理制度に基づきまして、森林所有者への意向調査の実施を行いまして、森林経営計画策定時の基礎資料とすることとしております。

したがいまして、麻績村森林整備計画と森林経営管理制度につきましては計画上、また、事業実施上関連があるものとなりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） 森林経営計画に関しましては、いろんな計画が乱立しているというのが今の状況かなと思っております。様々な計画の中で、いま一度整理をしていただいて進めていただければなと思っております。

その中で、令和3年12月の森林計画の質問時に、森林所有者に対し松くい虫対策、今後の維持管理について森林経営計画の実施に向けて準備を進めているという回答をいただいております。

その中でアンケートも一緒にという部分がございます。このアンケートに関して、実際今どこら辺まで進んでいるのか、もしくは終了しているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、アンケート調査の実施状況につきましてお答えをさせていただきます。

令和4年7月、主要村道沿いにあります森林のうち、森林簿におきまして植生の樹種がアカマツとなっている森林所有者を対象に、現在の管理状況、今後の管理方針、林業体への委託状況などの質問を設けましたアンケート調査を実施してございます。

まずもってアンケート調査の結果となるわけですが、調査対象人数につきましては126人ございまして、回答者数71という形で、回答率56%となりました。

質問の内容の結果となりますが、日常的な管理や整備を誰が行っているかという質問に対しまして、「自身で行っている」方が5人いらっしゃいました。「管理は自身で、整備は他の人または団体に委託している」という方が3名おられました。「管理・整備ともほかの人または団体に委託している」という方はゼロ人でございます。「過去数年以内に管理や整備を自身もしくは委託により行った」という方が7人でございました。「特に管理・整備は行っていない」というお答えが48人という形でございまして、整備、また管理を行っていないという回答の方が多くを占めたわけでございます。

また、所有している山林で過去10年以内に間伐などの整備を行ったかという質問に対しまして、「整備をした」が10人、「整備をしていない」45人、そもそも「わからない」という方が7人でございました。

所有している全ての山林について、どの木までが自身の管理下にあるか把握されているか、把握状況につきましてもの質問に対しましては、「所有する山林全ての立木の所有界を把握している」6人、「一部について把握している」23人、「把握していない」が36人と、多くの方が把握できていないというような状況でございました。

続きまして、所有する山林の今後の経営や管理について、どのようにお考えかという質問に対しまして、「自身で経営・管理をしていきたい」という方が4人でございます。「自身で委託先を探し、経営・管理を委託したい」という方がゼロ人、「既に委託しており、引続き委託を継続したい」がゼロ人、「村に経営管理権を委託することについて検討したい」という方が55人という形で、多くを占めているわけでございます。

この結果を見ますと、所有する山林を自身にて管理することは難しい状況であります。その上、自身で委託等により経営・管理することも併せて難しいというような状況となっておりますところでございます。

今後のアンケート調査の実施予定となるわけですが、女渕砂原地区から東側エリアにかけた部分を対象地として実施をしてみたいと考えてございます。今年度中に対象者の把握に努めまして、可能な限りアンケート調査を進めたいと考えております。

今後、予定地のアンケート調査の完了予定でございますが、令和7年度となる見込みとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） 高齢者と人口減少という部分で、非常に今の状況ではつらいアンケート結果ということになっていると思います。

全体の中の126名という部分に関しては、実際当村で持っている山林の所有者の何割くらいと考えておられますか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） 対象者数が、なかなかアンケートを行う事前の把握状況によりましてつかめる数字となります。筆数でございますけれども、先ほど申し上げた部分も含めた中でありまして、対象の筆数については約1,500筆となる見込みでございます。

先ほど申し上げたように、対象者につきましては、基礎調査をする中で把握ができるものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） 1,500筆、実際これ全部が一筆一筆所有者がというわけではないと思いますが、かなりの数だと思いますし、実際、森林の境界線自体もかなり不明確な部分があるかと思います。村で持っている境と法務局で持っている境とまた違いますし、実際、手前どもというか私どものあります会社でも、20年前に調べた境と、また村の境とも違っていたとか、かなり厳しい部分があるとは思いますが、その中で、本当に所有者不明によって未確定森林に関しての追跡調査はどのように進めていくか、お聞きしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、調査の状況につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

全国的に今、過疎化、少子高齢化が進む中、相続に伴う所有権の移転登記がされていないなどによりまして、森林所有者の一部が不明な森林や、あと森林所有者の全部が不明な森林が生じておるといような状況となっております。

当村におきましても、事業を進める中で所有権登記が完了していない森林が事業地内にある場合もございます。その場合につきましては、林地台帳、または土地台帳などを活用して

可能な範囲で所有者の特定を行うこととなるわけでございます。

アンケート調査の結果を見ましても、日常的な管理や整備を誰が行っているかの質問に対しまして、管理・整備を行っていないとの回答が多くを占めております。また、所有している全ての山林について、どの木までが自身の管理下にあるのか把握状況につきましても、多くの方が把握できていないというような状況となっております。また、自身が森林を所有していること自体も知らなかった方も実際におるわけでございます。これらを踏まえますと、自身の資産としての森林の価値観が木材価格の下落などにより、低下しているものと考えております。

今後におきましては、事業実施に際して必要に応じて所有者の探索を行うこととなるわけでございます。また、ご承知のとおり、4月1日からは相続登記が義務化されたわけでございます。これによりまして登記手続が進むことによりまして、我々事務方の探索に関わる手間が省けるという部分と、また、未登記の森林が事業の実施に際しまして支障とならないことを期待するところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） この所有者未定ですとかに関しては、非常に村としても頭の痛い問題だと思います。ただこれは年々そういう森林の面積が増えていくかなと思いますし、実際分かったとしても、今、課長が言われたとおり、相続関係が今年度の4月からかなり厳しくなりました。その中で、山林だけ相続放棄という部分はできません。相続放棄に関しては全ての相続を放棄しないといけないという部分がございますので、ちょっとそこら辺に関しては、今、森林で管理に困っている方もそうですし、所有者未定の部分に関してもしっかりと伝えながら、緑豊かな森林の管理という部分に関して進めていただければなと思っております。

ここで何度も言いますが、麻績村として森林のデザインですね、ここは残す、ここは残さない、極端に言いますが、そのようなデザイン的なものはもう引いておるのでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、森林のデザインという部分でお答えをさせていただきますと思います。

松林に限りましては、松くい虫被害対策の計画におきまして、丸子信州新線ですね、県道を境にしまして、北側を守るべき松林、南側を周辺松林と区域設定をしまして、松枯れの激

害地から守るべき松林へ被害の拡大防止を平成28年度から進めてきております。森林全体に係る将来図につきましては、計画・整備はされていない状況ではございます。

今後、民間事業者等と連携を取る中で森林整備を進めたいと考えておるところでございます。その事業展開の中でゾーニングを行いまして、整備の方向性、観光林でありましたり、保健休養林、また水源涵養林、そういった部分を含めた中で将来図を定められればと考えているところでございます。よろしくお願いします。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） 今も出ましたが、あまり業者等が入らないと、森林に関しての管理というのは非常に厳しい部分があるかなと思いますが、実際、村がこの森林をこうしたいというデザインがないと、民間のほうもなかなか手が出せないと思います。森林経営計画の中で5年スパンで見直していくという部分もあるかと思いますが、森林デザインに関しては、早め早めに手を打っていただいて、荒れていかない森林を確保していただければなと思っております。

その中で、森林・山村多面的機能発揮対策交付金というものがございますが、これについてどのようにお考えになっておりますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、森林・山村多面的機能発揮対策交付金につきましてお答えをしたいと思います。

この交付金につきましては、地域の住民、または森林所有者、地域外関係者などによります里山林の整備と利用を支援する林野庁の事業となっておるわけでございます。交付金の対象となる里山につきましては、主に集落の近くに立地して、かつ農用林や薪炭林のように人々の暮らしと密接な関係を持つ森林であって、整備の遅れや放置などによる問題を抱えている森林となっております。

対象となる活動につきましては、地域環境保全タイプ、里山林保全活動として雑木の刈払い、植栽などの活動に対しましてと併せて侵入竹の除去、竹林整備活動としての竹の伐採などの活動に対して交付がされるものでございます。

また、森林資源利用タイプとしまして、炭焼き、シイタケの原木、伝統工芸品の原料などに活用する活動に対しても補助金が交付されるわけでございます。

それぞれのタイプごと国の交付単価は違うわけでございますが、一度採択を受けますと、原則3年間交付が受けられるということでございます。対象となる山林は、森林経営計画が

作成されていない0.1ヘクタール以上の森林と定めがされております。

県の申請受付先でございますが、長野県林業普及協会内にあります長野県地域協議会となるわけでございます。今後におきましては、地域の住民の皆様、団体様からお問合せがありましたら、それぞれご紹介をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） なかなか舌をかむような交付金でございますが、実際今、家の近く人家の近くもだんだんと森林化してきている状況がございます。その中でしっかりと住民、村民にこういう交付金を使いながら、村境界線の整備ということで進めてもらえればいいかなと思います。

実際、活動推進費としての中では4タイプ、全地域タイプですとか、観光保全タイプですとか、森林強化タイプ等々がありまして、各対象の住民の方々にしっかりとアナウンスしていただいて、荒れていかない森林を目指していただきたいなと思っております。

細かいことに関しましては、また、次の議員さんの質問があると思しますので、ちょっとざっくりした部分でございますが、本当に何度も言いますが、緑豊かな森林を麻績村として守っていくということで、しっかりとした政策を取っていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（峯村賢治君） 5番、飯森寛志議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩を取ります。

再開は10時15分としたいと思います。

ただいまから休憩に入ります。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時15分

○議長（峯村賢治君） 会議を再開します。

◇ 清 水 清 君

○議長（峯村賢治君） 7番、清水議員の一般質問を許可します。

清水議員。

○7番（清水 清君） 7番、清水清です。

それでは、さきに通告いたしました2項目について一問一答形式でお尋ねをいたします。

初めに、麻績村森林整備についてお聞きします。

既に定例議会と同僚議員から一般質問もされております。現在の村内の松くい虫被害についてお尋ねをいたします。

地域課題の一つと理解しておりますし、すぐに解決できる問題ではないことも認識しております。麻績村の面積のおおむね7割が森林だと思います。その状況下、現状をお尋ねをいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、私のほうから、松くい虫被害の状況につきましてお答えをさせていただきます。

まず、長野県の状況から申し上げます。令和5年度県内の松くい虫被害量でございますが、令和5年12月時点で4万6,557立米となっております。前年同期の4万7,252立米と比較しまして、695立米減少をしておる状況でございます。要因につきましては、被害の進行や樹種転換などでアカマツの林が減っているということでございます。

次に、当村の状況となりますが、被害量でございますが、令和3年12月時点で961立米、令和4年同期957立米、令和5年同期690立米となっております。

村内における減少の要因としましては、県と同様でございますが、被害が急激に拡大したことによりまして新たな被害木の発生が鈍化しているという部分と、継続的に行ってきたわけでございますが、被害拡大防止策の防除事業、伐倒薫蒸処理等々継続的に行っているというところが要因となっていると考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 減少傾向ということで理解をしました。

その把握の仕方ですが、どのような方法で調査をされているのか、その辺をお尋ねしたいのですが。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） お答えをしたいと思います。

把握の方法でございますが、担当者によります村内のパトロールを行いまして、被害木と思われるアカマツを拾い出す中で被害量の概算として報告をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 毎年とは言いませんけれども、ドローンによる調査も正確に把握できるのではないかと思うけれども、そのようなお考えはないでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） お答えをしたいと思います。

ドローンにつきましても当村1台所有してございます。そういった活用方法も今後検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） ありがとうございます。

次に、森林環境税の導入、個人住民税と、それから森林環境譲与税、国からの交付金の捉え方と活用についてお尋ねをいたします。

言うまでもなく森林の持つ役割は、国土の形成の上から水源確保、災害予防、景観、環境など大きな役割があると思います。

本年、初年度として、住民税徴収の際に個人から1,000円の徴収がされるとのことです。そして、令和元年度から森林環境譲与税として国から自治体に交付されております。その仕組みと活用についてお聞きいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、森林環境譲与税の活用等々につきましてお答えをさせていただきます。

まずもって環境譲与税につきましては、議員おっしゃるように、令和元年度から交付がされております。その状況をまずお話をしたいと思います。

当村におきましては、令和元年度、93万2,000円という形で譲与がされてございます。令和2年度につきましては198万2,000円、令和3年度、198万円、令和4年度、271万2,000円、令和5年度、271万円でございます。

仕組みでございますが、また、6年度から国民1人当たり1,000円を森林環境税としまして、個人住民税に上乗せをしまして徴収がされることとなっております。納税義務者は約6,200万人となっておりますわけですが、森林環境税につきましては、国内に住所を有する個人に対して課税がされます国税となり、市町村が個人住民税均等割と併せて課税がされるものでございます。その税収につきましては、全額が森林環境譲与税としまして都道府県、市区町村に譲与がされるものでございます。

令和6年度の当村の譲与税額の見込みでございますが、332万8,000円となります。譲与時期につきましては、従来どおりであれば9月、3月の2期に分けて譲与がされます。譲与税の当村での活用でございますが、公共施設周辺の危険木、または村道沿いの支障木の伐採、また、個人所有の森林に係るアンケートを実施してございます。それに係る経費に充ててきておるという状況もございます。

今後におきましては、従来どおりの活用のほかに、質問要旨5に係る部分もございますがアドバイザーの雇用ですとか、県産木材を使用した調度品の購入等にも活用ができるものでございます。そういったものに対しましても、今後検討してまいりたいと考えているところでございますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） この内容は、住民税と合わせて森林環境税を納税していただくわけですが、ございますけれども、住民周知はどのように対応されているかお尋ねをしたいわけですが、長野県では、2008年、平成20年導入でございますけれども、長野県森林県民税1人年間500円の納税もあり、今回さらに納税者に負担をいただくわけですが、二重課税ではという指摘もされている。そんな状況の中で納税者に理解をいただく必要があると感じておりますが、住民への周知はどのようにお考えか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） 住民の皆様への周知方法ということでございますが、村としましては、役場ロビーにあります掲示板に制度に係るポスターの掲示をさせていただいてございます。また、ホット情報「麻績」4月号に関連記事を掲載してございます。

また、総務省、林野庁ともそれぞれのホームページにおきまして、制度の概要などが掲載をされております。また、長野県のホームページにおいても同様となっております。必要に応じて村のホームページという部分も今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） ありがとうございます。

この問題は、この地域ではどうしても経費という部分では多くの方にご賛同をいただいて取り組んでいかなければならない、そんな事業だというふうに理解をしております。

次に、令和5年度、県の補助金を活用され、女渚地区での私有地において民間事業者の参入により、アカマツ枯損木を処理し、燃料として活用をされました。新聞報道もされました。一連の事業に対し、村ではどのように評価しているか、村長にお尋ねをいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答えを申し上げたいと思います。

今、議員のおっしゃられたとおり、女渚地区におきまして事業実施されましたアカマツ枯損木の伐採事業につきましては、民間事業者の活力により実施がされたところでございます。事業実施場所につきましては、質問のとおり、女渚地区で長野自動車道下り線沿いの民有地約3,500平米ということで、アカマツ林の伐採を行い、伐採した枯損木につきましては、信州Fパワープロジェクトによります木質バイオ発電事業の燃料材として活用されたところでございます。

今年度におきましても、同事業により女渚地区において事業実施が予定されており、昨年度事業同様に、木質バイオ発電所で燃料として活用されるというようなことを聞いております。補助事業を活用して民間事業者により枯損木が伐採され、木質バイオによります発電事業に活用されるとともに、地域の自然環境の整備にもつながるということで、大変ありがたいこれ事業ではないかなと村としても思っているところでございます。

今後におきましても、民間事業者の枯損木処理がこれ多く推進されることを願っているところでございますけれども、そういった意味で地域の環境保全も保たれ、また、そういった枯損木についても二次の再利用ができるというような中におきましては、大変民間事業者の推進をしてまいればと思っているところでございますので、よろしく願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 評価をいただいたと感じました。ありがとうございます。

地元地区住民からも災害時の心配もされておりますし、地区懇談会にも松くい虫被害によ

る枯損木処理について要望・意見もありました。

今までにおいて、高速道沿線の村有林において森林づくりに県民税を活用され、観光地魅力向上事業として取り組んでいただきましたが、今回は民間事業者が県の補助金を活用して、個人所有の山林の景観整備も含め着手をいただいたわけでございます。

また、枯損木を搬出し、木質バイオマス発電として有効活用されますし、地元の林業の従事者が関わっていただくことができ、地域において環境保全と併せて循環型林業として有意義な事柄であったと思います。地元としては、大変ありがたく感じたわけでございます。

村としての受け止めをもう一度お聞きいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答えを申し上げたいと思います。

松くい虫被害につきましては、地球温暖化の影響を受けまして年々高地へと被害が拡大しており、枯損木の処理につきましては、国・県の補助金等を活用しなければ、なかなか村単だけではこれ処理がし切れないというような現状ではないかと思われるところでございます。

そんな中で、民間事業者によります枯損木の再利用に向けた事業拡大に期待をするところでございますが、併せて景観の整備にもつながるものと思われ、村の事業に併せまして民間事業者の事業推進も行われることが大変ありがたく、望ましいと思っているところでございます。

いずれにしても、今後、森林環境税を活用した県の補助事業の事業枠の拡大等につきまして、機会があるたびに要望等を進めてまいりたいと考えているところでございますし、またそういった事業、またそういった民間事業者が多く増えてくる中で、村内のそういった枯損木の再利用に向けた木材伐採、また地域の環境保全に向けた事業が推進できれば大変ありがたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 心強く受け止めました。民間事業者の参入にも意義があると、このように思っております。

次に、令和6年度事業として、森林病虫害被害対策事業についてお尋ねをいたします。

先ほども事業の評価をいただきましたけれども、この事業が県から村に移され、民間事業者への補助金対応とのことでございます。令和6年度の当初予算の説明時に、女淵地区を予定され、民間事業者が主体となつて行くと説明を受けたわけでございます。補助要綱、補助

率、またいつ頃着手か、現在の状況をお尋ねいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、森林病虫害被害対策事業につきましてお答えをさせていただきますと思います。

この事業につきましては、県の市町村森林整備支援事業の中の一つの補助メニューとなるわけでございます。民間事業者が行う松くい虫による枯損及び衰弱した松を伐採後にバイオマス発電所に持ち込んで燃料として活用する事業に対しまして、村が補助を行うことに県から補助金が交付されるものでありまして、いわゆる間接補助というものとなります。

村からの事業者に対する補助率につきましては、補助対象経費の10分の9となります。この事業に係る村の補助金交付要綱につきましては、令和6年5月2日に公布をさせていただいてございます。民間事業者による現地での作業につきましては、秋以降と聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） ありがとうございます。何か先が見えてきて、大変うれしく感じているところでございます。

次に、課題として、先ほどもさきの議員の中で一部触れましたけれども、5年度にモデルというような格好で女淵地区で3,500平米ほどやったわけでございます。

山林、その中で山林所有者が村外に住まれているとか、相続登記がされていないとか、また、境界についてはっきりしない状況もあるわけでございます。村の情報支援、また、地元の理解協力が必要だというふうに認識をしているわけでございます。村の考えはいかがか、お尋ねをいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） お答えをさせていただきますと思います。

どうも山林所有者、なかなか相続等ができていない部分で不明確な部分も往々にしてあるわけでございますが、飯森議員にもお答えしましたように、それぞれ場面場面で探索を行う中で進めては来ております。

民間事業者が参入という部分でございます。村としましては、林地台帳等が整備されてございます。そういったものを活用する中で情報提供可能なものについては、積極的に情報を提供する中で連携して事業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

します。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） ありがとうございます。

次に、森林保全アドバイザーの導入の考えはないか、お尋ねをしたいと思います。

既に行政の中には専門職員の配置をされているところもございますが、当村のように小規模自治体では事務職員が兼務での対応、これはやむを得ないと理解をしております。

そこで、経費を削減する中で、先ほど譲与税の話のときにも課長から触れましたが、経費の削減をする中で森林の役割、防災の観点等を踏まえ、麻績村の今後の時代に対応する民間の森林保全アドバイザーの導入を考えてみないか、村のお考えをお聞きいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、アドバイザーに係る導入につきましてお答えをさせていただきます。

林野庁の制度となるわけでございますが、地域林政アドバイザー制度というものがございます。この制度につきましては、市町村や都道府県が森林・林業に関して知識や経験を有する者を雇用しまして、また、技術を持っている方が所属する法人等に事務を委託することを通じまして、市町村の森林・林業行政の体制支援を図る制度となっておるわけでございます。

この取組を行う市町村や都道府県に対しましては、特別交付税によりまして雇用や委託の経費が措置されるものでございます。あわせまして、ここに特別交付税か、または森林環境譲与税どちらかが活用可能となっております。

また、長野県独自の事業となるわけでございますが、市町村林務行政コーディネーター派遣事業というものがございます。この事業につきましては、市町村の森林・林業の専門人材が不足しているという市町村に対しまして、令和5年度からになります、県林務部のOBを派遣するというような事業でございます。当村におきましても、令和5年度に派遣の要望をさせていただいたわけでございますが、残念ながら派遣がされなかったということでございます。令和6年、今年度におきましても派遣要望をしてございます。

議員おっしゃるように、なかなか人手という部分が限られる中でございます。こういった事業が活用されればというところで派遣がされることを期待しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 5年度申請したが、漏れたという状況でございます。実は、令和5年度の繰越事業の中で森林環境譲与事業、これが300万繰越しとなっております、実施場所は未定で、今後確定というような状況だと説明を受けました。

専門家のアドバイスも必要と考えまして、また、当村には聖高原というような財産もあるわけでございます。ぜひ今後前向きに検討していただいて、ぜひ事業採択をいただけるようにご奮闘いただければというふうに思います。

続いて、麻績村森林整備計画が令和3年に施行され、10年間の計画を立てられております。環境の変化もあるけれども、今後改正の予定はないか、お尋ねをいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） 計画の改正の予定ということでございますが、現段階においては、改正の予定はございません。

しかしながら、議員おっしゃるように環境の変化、例えば今回、民間事業者によります事業展開等々ございます。そういった部分に係る部分で改正が必要であったり、今後、法改正に伴う計画の見直しも必要な場面があります。適宜対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） ありがとうございます。

本年度は、育樹祭が麻績村が当番村というようなことのようにです。森林環境を踏まえ、村の対応が大事であると思います。

次の質問に移らせていただきます。

次に、麻績村の地震と防災について危機管理体制をお尋ねいたします。

3月の定例議会の一般質問で多くの議員から、能登半島地震後の防災に係る質問がありました。

初めに、地震に伴う村の危機管理体制についてお聞きをいたします。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

地震発生時における職員の警戒態勢についてでございますけれども、震度3及び4の地震が発生した場合に、第1次警戒配備としまして総務係長、振興係長、総務課の防災担当が参集いたします。その地震により災害の発生があるというおそれがあるときには、第2次警戒

配備として全課の係長以上及び総務課防災担当が参集して警戒に当たります。震度5及び6以上の地震が発生した場合には、全職員が参集して災害警戒本部または災害対策本部を設置して対応に当たることとなっております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 危機管理につきましては、職員災害対応マニュアルによる対応がマニュアルとしてできておりますし、消防団員をはじめ関わる人々の危機管理の保持が求められるというふうに思っております。

次に、地震の想定と今後の対応についてお聞きいたします。

糸魚川静岡構造線断層帯地震等が予見されております。災害は忘れる前にやってくると、そんな時代とも言えます。どのようなお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

糸魚川静岡構造線断層帯地震が予見されているということではありますが、今後30年間の発生確率であります。北部区間では、マグニチュード7.7の震度がゼロから16%、中・北部区間では、マグニチュード7.6の地震が13%から30%の確率で発生するとされております。地震発生の逼迫度が高いと考えられます。

このような中で、当村においては幸いにも地震による大きな災害がこれまでになく、職員の中にも地震災害経験者もいないような状況において、大規模な地震が発生した場合にスムーズな対応が取れるように日頃、地震災害に対する認識を深めるとともに、防災訓練の実施により迅速な対応で地域住民の安全を守れるように努めてまいりたいと考えております。

また、今年度県において仮称ではありますが、地震対策強化アクションプランの策定が予定されております。今後県とも連携しながら対策強化を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） なかなか予見困難な案件でございます。いざというときの判断力というものが大分求められる、そんな気がしております。

次に、平成26年度に、国は全国の区市町村に災害時に集落の孤立化数の調査がなされたようでございます。長野県が全国でトップの1,163地区とのことでございます。麻績村の状況はいかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

糸魚川静岡構造線断層帯の地震における孤立集落数のご質問でございますが、平成26年度当時どのような想定での調査が実施されたのかはちょっと不明でございますが、平成27年3月に策定された長野県地震被害想定調査報告書における糸魚川静岡構造線断層帯地震、全体における当村における孤立の可能性のある集落は20集落とされております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） なかなか調査の内容によっても違うようでございますけれども、村内にもあるということでございます。ご苦労でも、対応をお願いしたいと。

次に、地区防災組織で、聖地区以外は組織ができているとのことと理解しております。その状況下、住民の第1避難所は地区公民館です。観光地である聖区並びに別荘者が滞在しているときの避難所をはじめ災害対応はどのような対応をするか、お聞きいたします。

○議長（峯村賢治君） 宮下観光課長。

○観光課長（宮下浩保君） 聖区、聖地域のご質問でありますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

聖区につきましては、定住者の居住地が一本松峠から坊平、北山まで広範囲に点在しております。また、別荘の利用状況、季節的に利用状況も異なりますので、利用状況の把握が大変厳しい状況でありますので、聖地域での安全確保、重要な課題の一つであると認識はしてございます。

その中で、災害の発生のおそれがあるか見込まれる場合、また、実際に災害が発生した際は、聖区におきましては防災組織が組織されておられません。基本的には、村職員の指示・誘導に従っていただくという想定でございます。

聖地域という環境の中で、まずやはり優先して取り組んでいただきたいこととございますけれども、区民、それから別荘所有者自身が積極的に自己防衛の意識、災害対応という自助の取組でございますが、これを高めていただくことであると考えます。これにより災害発生時に迅速かつ適切な対応が可能になるとも考えております。

これまでも災害対応における自助の必要性につきましては、地区懇談会、それから別荘地だよりなどでも周知を図ってまいりましたが、やはり地域のルールだとか共通認識、こういったものの必要性というのは必要不可欠でありますので、今後別荘の定住者、それから別荘

所有者が集まる機会に、地域のニーズなど意見を伺う中で、しっかりと地域と一緒に防災対策、それから災害対策について研究・検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 割合と大雨等の被害は予見がある程度はできるわけですが、地震というのはなかなか対応がしにくいというふうに理解をしておりますし、聖体育館が耐震の対応が取れていないという状況下の中で、レイクサイド館だとか観光案内センターだとか、そういうところを臨機応変に対応をしていただくというようなことを望むわけですが、また、地元区長さん、管理センターさんとも協議され、山荘所有者に周知をいただければと思います。

以前、コロナ感染症の際に別荘の方に注意喚起もされたようでございます。そのようなことでお願いをしたいと思いますが、また、聖地区の防災備蓄品についてはご検討をいただければというふうに思いますが、もう既に備品等はあるわけですかね、備蓄品は。

○議長（峯村賢治君） 宮下観光課長。

○観光課長（宮下浩保君） それぞれ備蓄品につきましては、村の方針と同じく自助ですかね、自己防衛といいますか、個人の中でしっかり備蓄をしていただくということでございます。ただ突発的な部分だとか、その中で仮に公共施設等に避難をしていただく場合につきましては、基本的な毛布だとか、そういったものは備蓄をしております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 状況にもよりますけれども、聖高原の中には他にも観光施設等もございますし、毛布やそういうものもあろうかとは思いますが。職員の負担は大きいかもしれませんけれども、ぜひマニュアル化して瞬時の対応をお願いしたいと、そのように思います。

次に、防災の関係で自助・共助・公助、そして近所が大変重要な支えとなると言われているわけでございます。社協に委託している住民支え合いマップの作成の現状と今後の予定をお聞きいたします。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） それでは、お答えいたします。

住民支え合いマップにつきましては、災害時における避難の際に援護の必要な方やその方を支援できる皆さんの所在地、避難所の場所、避難経路などを記した地図をいいますけれど

も、現在26地区のうち11地区で作成されております。あわせて、各家庭の連絡先や住居の間取りなどを記した支え合い台帳については、全26地区で全て作成済みとなっております。

マップの作成、台帳の更新の頻度など各地区によって対応はまちまちな状況ではありますが、いずれも地区の実情を熟知した住民の皆様々のご協力なくしては進められない事業ですので、村としても、災害時に実効性のあるものとなるよう働きかけや支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 約半分弱という状況でございますけれども、一遍に全てというわけにはいかないと思います。当地区も令和5年度に社協から職員が出向いて説明を受け、それで、日中若い人やうちの人たちがいない場合の対応を地区で、その地区ごとに名指しでこの方をお願いするという事で、地区の中でもそういう話は出来上がっております。

したがって、私は大事な事業の一つだなというふうに捉えたわけでございます。ぜひともこの事業が進んで、安心・安全なそんな生活ができるようにご尽力をいただければというふうに思っております。

次に、村の地震防災に関しての防災計画の見直しや住民への啓発等、行政が担う役割も大きいかと思います。大規模災害を想定して住民への啓発等どのようなお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） 住民への啓発等のご質問をいただいております。

住民の災害に対する意識の向上が非常に重要であります。当村では経験したことのない大きな地震災害は、予測不能でいつ起こるか分かりません。大きな地震に備え防災訓練の実施や広報紙などへの記事の掲載など機会を捉え、住民への啓発をしてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） ぜひ秋に実施されると思いますけれども、避難訓練をはじめとした新たな試みもしていただいて、住民に危機意識を植え付けていただくことも大事ではないかなというふうに感じております。

次に、福祉避難所であるデイサービスセンターみずきの太陽光パネルヒーターの設置についてお尋ねをいたします。

能登半島地震から見ても多くの家屋が倒壊し、避難生活が続いている状況でございます。村内では、令和元年の台風19号の際には麻績川の水量増加に伴い、村内の老人福祉施設利用者が避難所としてデイサービスセンターみづきを利用されたとの話も聞きました。

災害が発生したときに停電の可能性は非常に多くあり、多くの方に不便を来します。避難所として太陽光を利用し、蓄電池設備を整備する中で緊急時への対応に備える必要があろうかと思うけれども、どのようなお考えかお聞きをいたします。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） それでは、お答えいたします。

温室効果ガス削減施策や電力価格高騰に対する経費削減施策におきましては、村の各施設の電力需要を再生可能エネルギーで賄おうとすることは、大変重要であると認識しております。

今回ご質問の福祉避難所デイサービスセンターみづきは、災害時に地区公民館などの指定避難所で生活が続けることが困難な方を対象とした二次避難所とも呼ばれる施設に指定されております。

太陽光パネル設置と蓄電池という組合せは災害時の非常用電源として期待できるものではありますが、悪天候による災害の場合に発電量が十分であるのか。また、インフラ復旧に数日を要するような大規模災害の場合に蓄電池の容量は十分であるのかといった懸念もあろうかと感じております。

また、導入経費と電力経費削減との費用対効果ですとか、設備の更新時の経費など、もろもろ懸念材料、判断材料はあろうかと思しますので、先行事例等情報を収集して、これから研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 避難所の一つであることも事実ですし、巨額の金もかかるということも理解できますが、今時代の流れとしてそのようなことで、今回の能登半島地震でも停電あるいは水等の関係では、大変不便を来しているというような状況下でもございます。今後資料等をそろえて検討をするというようなお話もいただきましたが、ぜひご検討をいただきたいと思います。

また、デイみづきは村の指定管理を受けております。村社協では、近年の物価高に苦慮されております。近年施設整備でLED化にいただき、その効果は大きいようでございます。また、今月からは電気供給事業者に国からの補助がなくなります。デイみづきは立地条

件も大変よいというふうに思いますし、脱炭素対策にもつながると思いますので、ぜひとも前向きな検討をしていただければというふうに思います。

次は、災害備蓄品の点検・補充、個人備蓄品の再確認の指導についてお尋ねをいたします。

麻績村防災計画で定められておりますけれども、時代的には社会的にもいろいろと変化されております。行政が果たしていく内容にも変化があると思います。内容の確認と住民に対して、それぞれ個人が準備しておく品物、特にお願いしたい物品の確保を助言し、有事の際の混乱を多少でも和らげる日頃から住民へ協力依頼が必要と感じますけれども、村としてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

現在、村においては、備蓄している水・食料などは保存期間があるため点検をし、期限切れになる前に新たに購入をしてまいります。また既存の備蓄品の点検を実施するとともに、新たに必要となる備蓄品については購入の検討をしてまいりたいと考えております。

また、各家庭での備蓄品であります。令和2年度に配布した防災要覧にも非常持ち出し品についての記載をしておりますが、1人1個の非常持ち出し品の用意、家族1人当たり3日から1週間程度の水や食料などの備蓄について、改めて広報紙などに掲載をして周知をしてまいりたいと思います。また、様々な機会を捉えて啓発をしてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） ぜひもう一度再点検といいますか、注意喚起をしていただきたいというふうに思います。阪神淡路大震災が平成7年1月17日に発災されました。東日本大震災が平成23年3月11日発災、能登半島地震が令和6年1月1日発災という状況でございます。

何が言いたいかと申しますと、大きな地震による被害は冬場に発災しているというふうに思っております。したがって備蓄品においても、季節に応じた必要があると思います。そんなことも踏まえて見直しが必要かと思うわけでございますけれども、改めてお考えがあればお話しいただければと、こんなふうに思います。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） 今、議員おっしゃられたとおり、いつ起こるか分からない。夜起こるか、また、季節によっても違って来るわけでございます。今おっしゃられたとおりに、備蓄品については今後検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） ありがとうございます。

私の最後の質問になりますけれども、災害時の道路啓開計画見直しに伴う村の考え、要望についてお聞きいたします。

県の役割で能登半島地震を踏まえ、災害時の道路計画が年内に見直しの議論がされるようでございます。この内容についてはご承知でしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） お答をしたいと思います。

計画の見直しの詳細につきましては承知してございませんが、それに係る県の動きとしまして、ワーキンググループの第1回目の会議が令和6年3月13日に開催されていると承知をしております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 承知をしていて、もう既にワーキングによる協議もなされているということでございますが、内容は災害時の緊急車両の通行ルートを確保するとのことであるようです。県内の緊急輸送道路を管理する国・県、高速道路関連会社、救助隊などが現地入りできず、復旧作業に遅れが出た能登半島地震を踏まえ、年内をめどに計画を見直すというような方針のようでございます。

市町村の意見も求められるとされております。県から意見を求められたならば、当村は高速道路並びに麻績インターが設置されており、国道403号が迂回路ともなっておるわけでございます。住民生活に大変重要な国道403号の村内道路改良整備の進捗を早期に実施していただくよう要望していただきたいが、村長の意向をお聞きいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 議員がおっしゃるとおり、今回の能登半島の地震においても、実際的には家屋の倒壊、また、電柱等の倒壊等々によりまして、実質的に救急車両、あるいは消防車両等々、朝市の大規模な火災が発生しても、そこまでたどり着けなかったというような事情も聞いております。

いずれにしましても、そういったときの対応として、村といたしましても、各建設業者等々とも協定を結ぶ中で、そういうときの緊急時の対応等についても深く協議をしているところでございますけれども、それに併せてやはり403号の国道についても、やはりこれ19

号線の迂回路でもありバイパスでもあるというふうなこともございますし、また、高速道路がストップしたときの緊急車両通行道路になるというようなことがございます。

今後総体的にそういう部分につきまして403号の整備推進については、強く機会あるごとに国・県等に要望はしていくわけでございますけれども、それに併せて緊急時の対応、いざそういう災害が起きたときに、どういった対応の中で道路確保をしていくかというようなことについても、村としても深く研究しながら今後災害に備えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 前向きなご答弁をいただきました。

日夜、住民の生命・財産を守る立場からご苦労いただいておりますし、そういう方々、全ての方に感謝し、以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（峯村賢治君） 7番、清水議員の一般質問が終了しました。

◇ 飯 森 茂 孝 君

○議長（峯村賢治君） 続いて、1番、飯森茂孝議員の一般質問を許可します。

飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） それでは、さきに通告してありますけれども、質問事項としては、人口維持に向けての村づくりについて、そして農業振興について、そしてゼロカーボンに向けた村づくりについて、そして災害時における危機管理体制についてお伺いしたいと思えます。

今までの議員さんたちとダブるところも多々あるとは思いますが、よろしくお願いいたします。

まず、さきの新聞紙上でも、人口戦略会議、これは民間組織なんですけれども、4月24日の新聞の中に、消滅の可能性がある自治体のリストが公表されました。これは、民間の組織でありますけれども、各自治体とも人口減少が進み、自治体の運営が悪化する状況、そのことを言っているわけなんですけれども、幸い麻績村はこのリストから抜けております。

それで、私自身も胸をなで下ろした感じがいたしますけれども、率直な感想をまず村長さんのほうから、この事態に対しまして、どのような評価をするか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答えをしたいと思います。

少子高齢化、人口減少というのは全国的な傾向となっておりますけれども、麻績村におきましても例外ではありません。今、議員のおっしゃられたとおり、先般、発表されました人口戦略会議におきましては、消滅可能性市町村から外れたとはいえ2050年には、麻績村の人口も1,651人になるというような予想もされてございます。

それと同時に、この間、出生率というような部分で発表されましたけれども、日本全体では1.20、そして一番大きな東京都ですら0.99、そして、長野県においては1.34というようなことで、やはり1人の女性が一生のうちに出産する子供の数というのが、強いて言えば1.20というような、全国で1.20という平均でありますと、夫婦ということになりますと、どうしても2が1.20でございますので、人口減少については、どんどん減少していくというのが実情ではないかと思っておるところでございます。

幾らかでも人口減少を緩やかにできればということで、子育て支援施策や教育環境の充実を図り、子育てしやすい村づくりを目指すとともに、移住定住者の誘致に向けた空き家の活用の推進にも努めてまいりたいと思いますし、また、若者定住住宅の集合住宅の整備など、そして、住居の空間の整備促進にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、高齢者、障害者に優しい福祉の充実、農業・商工業の振興なども総体的に併せて村づくりをすることによりまして、住んでみたい、住み続けたいというような村づくりに向けまして推進できればと思います。そういった段階の中、やはり幾らかでも人口減少が緩やかになればと考えているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） 今、村長のほうから、人口減少についての内訳がされたわけですが、私も、私は、麻績村に対して、新婚生活、結婚新生活支援の状況について現状を教えてくださいたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） それでは、私のほうから結婚新生活支援につきましてお答えさせ

ていただきます。

村では、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用しまして、村に住所を有する新婚世帯に対する補助事業を行っております。補助の内容としましては、いずれも婚姻を機にという条件で、村内に新たに物件を購入する費用、村内の住宅をリフォームする費用、村内への引っ越し費用などについて30万円を上限に支援を行うものでございます。

昨年度は2件の申請に対して補助を行っております。空き家活用ですとか、定住住宅入居の際にご活用いただいて、移住定住施策の一助となるよう役場内でも連携して引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） 続きまして、質問要旨の3番になるわけですが、これは麻績村としては、目玉にしているところなんですけれども、若者定住施策の具体的な考えはということなんですけれども、現状までの経過などを教えていただければと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答えを申し上げたいと思います。

若者定住策につきましては、まずは生活する住居が整備されていることや、子育て支援が充実しており、子育てしやすい環境であること、また、教育環境も充実していることなどが大切ではないかと考えているところでございます。

あわせて、通勤通学と交通体系の利便性に富んでいることや働く場所があること、それから、コンビニやスーパーなどの商業施設があること、また、観光地やアミューズメントパーク施設などがあることなど、定住策にはいろいろな施策があると思いますし、また、多くのそういったニーズもあると思います。

移住定住を希望する若い方々のニーズを的確に捉えるのは難しいと思われましますが、自然豊かな麻績村で住んでみたいと思うような村づくりに向けて、今後も事業推進を進めていかねばと思っているところでございます。

大変、そういったニーズを実現するということにつきましては、大変多くの皆さん方の考え方がありますので、大変だと思いますけれども、一つ一つそういったものにお応えをする中で、多くの皆さん方に麻績村に定住していただければと思っているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） 今、村長のほうからお答えいただきましたけれども、私は、かねてから考えているわけですが、働く場所ですね、この働く場所というのが、やはり麻績村にとっては重要なポイントになると思いますけれども、現時点で、その企業などを誘致するような、そういうような誘致活動はどのようになっていますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 大変、企業誘致というものについては、ここ何年来といろいろな部分で議員の皆さん方からもいろんな面でご指導いただいたり、ご意見いただいたりというような課題でございますけれども、なかなかやはりこういう立地条件に合った企業というようなもの、それから、来ていただける企業というのは、なかなか難しいという部分がございます。中には、企業の情報というようなことで、行政のほうへ大体面積がどのくらいで、従業員がどのくらい確保できて、なおかつ水の量ができてとか、いろいろそういう条件をなした企業からの問合せというようなものもあるわけでございますけれども、なかなかその状況をクリアするというような、企業さんというのはなかなかないと。

今の企業さんを考えると、まず一番的に、大規模な面積、工場プラス駐車場という面積、そして、そこに携わる、要するにシンクタンクとなるような従業員の確保、そして、またいろんな企業の中には水とか、そういった自然条件、また道路については国道に附随しているとか、いろんな条件がございます、なかなかすぐ手を挙げるといような状況ではないわけでございますけれども、しかしながら、やはり働く場所という部分については、いろいろな機会を捉えて、皆さん方のご意見をいただいてございますので、今後についても、企業誘致については、情報をしっかりと取りながら、今後も進めてまいりたいと思っているところでございます。

しかしながら、麻績村については、なかなか企業誘致というのは難しいという部分でございますけれども、やはり工場誘致というよりも、やはり交通網の整備等の推進をする中で、ある程度通勤可能な近隣の大都市の、地方都市のほうで勤めていただいて、生活は麻績村でしていただくというような、ベッドタウン的な部分についてもこのまま推進できればと思っていますところでございますし、また、多くの皆様方にそういう形で麻績村に住んでいただければと思っておるところでございます。

しかしながら、常に工場誘致につきましては、アンテナを高くして、情報をキャッチするべく今後も推進をしてまいりたいと考えているところでございますので、よろしくお願いし

たいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） ありがとうございます。

それでは、質問要旨、その中で、福祉介護の担い手の確保はということで、私のほうで質問要旨として上げているわけですが、やはり人口の維持、そして住みよい村づくりということになれば、やはり福祉の充実、介護の充実というのは、非常に大切なところだと思います。この辺で福祉介護の担い手の確保について、今後、どのような方針でやっていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） それでは、お答えいたします。

社会的な人手不足の中、福祉や介護の現場ではより深刻な状況になっておると承知しております。報道等によりますと、一昨年度ではありますけれども、介護福祉士の養成校への入学者数が過去最少となったというような情報もございます。

そのような状況の中で、各施設において外国人材の登用を進めている動きもありますが、雇用市場における日本の競争力など、依然として厳しい状況であると思われます。村としても、職場環境や処遇を改善するための方法、ICTをはじめとした新しい業務の進め方について検討するとともに、移住定住の希望者の方へ働く場の選択肢として情報提供するなど、人材確保に向けた働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） 周りを見ますと、結構、老人の方が多いです。そして、老々介護みたいなのところもありますから、ぜひ、福祉、介護の担い手の確保というのは、ぜひ村を挙げてやっていっていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、農業振興について、ちょっとお伺いいたします。

質問事項2番です。

これにつきましては、最近の新聞などを見ますと、市野川の棚田がクローズアップされております。具体的には、県の松本地域振興局の支援もありまして、順調に進んでいるように見えます。

それで、麻績村としては、この農業に関しては後継者不足が、今、深刻だと考えておりま

す。後継者の育成、それは村はどのような施策を考えているかお聞かせください。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答えを申し上げたいと思います。

今、農業を取り巻く状況は、高齢化によります離農者が年々増加傾向にありますが、その反面、農業後継者や担い手がないのが現状かと思われます。やはり麻績村の地形、地質、気候等を考えますと、作付農作物が限定されておりますし、農作物によっては農業経営が大変難しい面もあると考えるところでございます。

後継者育成等につきましては、NPO法人おみごとで、地域おこし協力隊の農業班の皆さんに研修を積んでもらい、研修期間を卒業して専業農家として、村に定着をしていただいております。今までに、果樹等栽培で専業農家として5人の協力隊の皆さん方が定住していただきましたし、兼業農家としては4人の協力隊の皆さん方が定住しながら、村で活躍をしていただいております。

また、現在は、協力隊がワインブドウの生産を目指して2名が研修中でございますし、また、果樹栽培を目指して2名の方が研修中、その他作物で2名が研修中というようなことでございますけれども、今後においても専業農家として定住していただければと大きな期待をしているところでございます。

村内においても専業農家の後継者として、若い方が頑張っているところでございますし、効率的な農業経営に向けまして活動している団体もございます。今、議員のおっしゃったとおり、団体の中には、そういった農業の省力化というような課題の中におきましては、ドローンによる稲のばらまき直播とか、また、除草についてもドローンによる除草剤の散布とか、そしてまた今回は水の管理についても自動で管理をできればというような取組もしているようなことがございます。そんなような形で、そういった団体においても多くの取組をしていただいているということで、大変ありがたく思っているところでございます。

今後の取組に期待をしているところでございますけれども、併せて、地域おこし協力隊の農業を志す皆さんの募集も続けてまいりたいと思いますが、幾らかでも農業施策の活性化が図ればと、今後、農業振興に向けて一步一步前進できればというようなことで、考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） それでは、私がこの農業に関しても、農業で生活ができる、そんな麻

績村にしていきたいと思います。そういうところでは支援、援助が必要だなと考えているところ
であります。

それで、3番目の農業後継者育成の具体策はということですが、これは、今、村長
のほうからも言われましたから、これは割愛します。

次に、ゼロカーボンに向けた村づくりということで質問したいと思います。

政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするという、カーボンニ
ュートラルを目指すということを宣言しているわけですが、この中で、私は太陽光発
電システムの設置補助の現状についてお聞きしたいんですが、これは先般、福祉企業
センターや山ぼうし作業場を統合した福祉施設も新しく建設されるということが決まってい
るわけですが、その中でも太陽光発電の設置をするということをお伺いしましたので、
これに対して、やはりこれから各家庭でも太陽光発電システムをやりたいという方たちも大
勢いると思いますけれども、この設置補助の現状についてお伺いいたします。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） それでは、お答えいたします。

村では、昨年度より実施しております住宅用太陽光発電システム設置事業補助金につしま
して、2件の申請に対して補助金を交付いたしました。こちらは1キロワット当たり2万
5,000円ということで、上限10万円の補助になっております。

また、今年度当初には数件の電力事業者から補助事業の内容についてお問合せもあったと
ころです。今年度については、実際に1件、村の方から申請を受け付けて、現在、進行中と
いうような状況でございます。

麻績村としては、まだ始まったばかりの事業ですので、活用していただけるよう周知など
努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） このゼロカーボンに向けた村づくりということで、私は質問している
わけですが、村では、電気自動車を600万円以上を費やして、公用車を購入するわけ
ですが、今後、この電気自動車、このものに対して、充電施設がないと、やはりこれ
からは麻績村としても考えていかなければならない状況にあるんじゃないかなと私は思っ
ています。

それで、充電スタンド設置の考えについて、村ではどのように考えているか、今後どのよ

うに考えているか、また支援をしていくのか教えていただきたいと思いますが、私はたまたま美ヶ原高原のほうへ行ったようなときには、その駐車場やなんかには充電施設が設置されていたと思います。そういうことを考えますと、今後、麻績村でもできる限り、外から来た方々にこの充電スタンドが必要だと思いますけれども、今後、村としてはどのように考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） それでは、お答えいたします。

令和6年1月に、麻績村地球温暖化対策実行計画の事務事業編を策定いたしました。これは、村が行う通常の事務事業において、省エネルギー、省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出削減することを目的とした計画になっております。村全体として、どういった事業を進めるかというのは、まだこれからになりますけれども、住民や村を訪れる方を対象とした電気充電スタンドにつきましては、一つの事例として、一般の事業者が国の補助金を受け設置を請け負い、利用者からの収益による運営を行うという形態に説明を受けたこともございます。

これによりますと、村が設置場所を提供することで、村内に一般利用者向けの充電スタンドが設置できると思われれます。ただし、村の施策としましては、設置場所、もしくは村の費用負担等を引き続き研究が必要と考えておりますので、また、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） 検討していただきたいと思います。

それでは、4番目の質問事項になりますけれども、災害時における危機管理体制についてほかの議員さんからも質問がありましたが、ダブるところもあります。そんなところでお話をしていただきたいと思います。

まず、能登半島地震、1月1日、発生したわけですが、それから5か月、6か月とたっているわけですが、復旧にはまだまだ程遠いと思っております。その中で、まず、この前、区長さんの会合でもあったと思いますけれども、今後、1次避難所開設訓練の実施予定がいつ頃されるのか、また、それが決まり次第、やはり村民の皆さんにお知らせしていただきたいと思いますけれども、この1次避難所訓練の実施予定についてお伺いいたします。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

昨年も地区の自主防災組織の皆さんにご協力をいただいて、1次避難所開設訓練、役場との無線の通信訓練、地区の独自訓練などを実施させていただきました。今年度においても、地区の役員が交代された地区もありますので、1次避難所開設訓練、通信訓練の実施を予定しております。災害への対応をしてみたいと考えておりますが、実施時期につきましては、現在のところ9月に実施を予定しておるところでございます。決まり次第、地区自主防災組織の長の皆さんにはご連絡をさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） ぜひそれじゃ広報なり、そういうところでお知らせしていただければと思います。

それで、まず、地区公民館がやはり第1次避難所になるところがほとんどだと思います。それで、能登半島地震の教訓として、一番やはり困るのはお水、トイレというところがやはり一番の必要とするところですが、できれば、地区公民館へ水と携帯トイレだけはある程度設置していただくことができないか、まずこれをお伺いいたします。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

台風や豪雨の際の水の確保については、各地区に配布してあるポリタンクに事前に水をためておいて準備をしていただくということになります。しかしながら、地震災害により断水状態となった場合には、村で1次避難所へ給水の手配をしないとイケないということになります。

また、携帯トイレにつきましても、断水による緊急対応の場合は、村が備蓄している簡易トイレ処理セットを1次避難所へ配布することは可能であります。地震災害の場合、家屋の倒壊のおそれのない場合など、1次避難所へ避難しない場合も想定されますので、飲料水を含めて各家庭においてあらかじめ用意していただくなど、啓発をしてみたいと考えております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） 今、私、ここに麻績村の災害用備蓄倉庫物資一覧表というのを、この前頂いたんで、これを見ますと、まず食品とか電化製品とか、生活用品とか、産業道具、避

難用の応急用の品というようなものが一覧表としてここに書かれております。

その中で、私は食料・飲料というところにちょっと注目したわけですが、その災害備蓄倉庫の資源の中には、パックご飯、これが数量が500、それにあと水が500ミリリットルが792本というようなふうに記載されているわけですが、私は、このパックご飯、これはやはりある程度、長期保存できるとはいっても、期限というものがあると思います。有効期限の中で、こういうようなパックご飯をどのように使用するのか、期限が切れてしまえば、もう使えなくなってしまうわけですが、これをローリングストックのようにしていけたらどんなものか、そして、その期限内であれば、どのように使用するのか、ちょっとその辺を教えていただきたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） 今、村のほうでストックさせていただいている食料につきましては、1次避難所の対応ではなく、2次避難所対応ということであります。期限、議員おっしゃっていたように、期限がありますので、期限になる前に買換えをしていくというものでございます。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） パックご飯もやはり有効に利用をしていただきたいと思います。残念ながら、それを廃棄するということは非常にもったいないと思いますので、その辺どのように考えておりますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） 今、おっしゃられたように廃棄ということは、考えておりません。それ以外に使えるところがあると思いますので、期限来る前に消費をしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） それでは、次の質問要旨に入るわけですが、村では、各地区の公民館に発電機を設置していただきました。しかしながら、この発電機に関してのメンテナンス、これはどのようにになっているのか、非常のときに使えなければ、やはり意味がないと思うので、この辺はどのように管理をされているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは、お答えをさせていただきます。

現在、村で配布させていただいた発電機につきましては、年に数回は試運転をして、稼働確認をしていただくなど、各地区、防災組織のほうにお願いをしたところであります。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） 各地区にそのように知らせてあるということですが、それは徹底していただきたいと思います。ガソリンにしても、やはり1年、2年とたつと、やはりそれは劣化するものだと思いますので、いざというときにやはり始動できるような体制を取っていただきたいと思います。

それでは、これで私のほうからの一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員、飯森議員に伺いますけれども、質問事項2の農業振興についての2番目が抜けていたように思いますけれども、よろしいですか。

○1番（飯森茂孝君） それは、2番目のこれは、結局、1番と3番と重なるところもありますので、結構です。

○議長（峯村賢治君） 質問を続けて下さい。

○1番（飯森茂孝君） すみません、今、行政のほうからそういうふうに言われましたけれども、ブランド米、増産の支援と現状はということで、農業振興のところで何う予定でありましたけれども、これはやはり、今、米の増産、これを村ではどのように支援していくかということをお聞きしたかったわけですが、答えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

ブランド米という形でございます。当村におけるブランド米は、はぜ掛け米という形で認識をしておるわけですが、その生産に係る支援でございます。令和2年度から出荷米に対して、玄米60キログラムに対しまして500円を補助させていただいてございます。

令和4年度からは補助額を引き上げ1,000円としておるわけですが、今年度からは、さらに補助額を引き上げまして、玄米60キロ当たり1,500円を補助するという形で予定がされてございます。

次に、現状となるわけですが、令和2年度におきましては、出荷された方が数が112名でございます。出荷数量4万8,456キログラム、補助金額40万3,763円、令和3年度で

ございます。出荷者数114人、出荷数量4万7,274キログラム、補助金額39万3,912円、令和4年度でございますが、出荷者数92人、出荷数量3万8,977キログラム、補助金額65万4,254円、昨年度、令和5年度でございますが、出荷者数99人、出荷数量4万113キログラム、補助金額66万8,514円でございます。若干ではございますが、増加という形でおるということでございます。

はぜ掛け米につきましては、ご承知のとおり、手間がかかる上に重労働だということでございます。この補助金を支援という形になりますが、これをきっかけに栽培の継続をしていただく、また、新たに栽培をする方が増えればというところで期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森茂孝議員。

○1番（飯森茂孝君） ありがとうございます。

これで、随分と一番先に500円で来たものが、ここへ来て1,500円という補助をしていただいている。支援をしていただいているということは、非常にいいことだと思いますので、ぜひ、今後もブランド米に関しての増産を図られるように、支援をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（峯村賢治君） 1番、飯森茂孝議員の一般質問が終了いたしました。

◇ 塚 原 利 彦 君

○議長（峯村賢治君） 次に、2番、塚原利彦議員の一般質問の前ですけれども、ご相談したいんですが、途中、昼食休憩を挟むこととなりますが、よろしいでしょうか。

〔「いいと思います」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） それでは、2番、塚原利彦議員の一般質問を許可します。

○2番（塚原利彦君） 2番、塚原利彦です。すみません。

通告に基づきまして、4項目についてお聞きをしたいと思います。自席について一問一答で進めていただきたいと思います。

1点目ですけれども、加齢性難聴による補聴器購入への補助について、2点目は、子ども子育て支援事業について、3点目は公共交通政策について、そして、4点目は、地方自治法

の一部改正案について、以上、4項目についてお聞きをしたいと思います。

まず、1点目ですけれども、加齢性難聴による補聴器購入への補助について伺います。

この質問については、令和2年9月議会の一般質問でお聞きをいたしました。このときの質問では、耳の聞こえの低下を早期に発見するための聴力検査をぜひ村の健診の際に導入していただけないかということをお聞きをいたしましたけれども、ご答弁では、そういう状況が顕著に出てきて、必要となれば考えたいというご趣旨の答弁でした。

国保の健診は、今日もやっていますが、主として生活習慣病の兆候、これの早期発見に主眼が置かれているかと思います。そのため、聴力検査は国の実施基準には含まれていないかと思います。加齢による聴力低下は徐々に進行するために、自分では気づきにくいというふうに言われております。以前の質問の際にも申し上げましたが、兆候が表れたら早めの補聴器使用が有効というふうに言われております。

そこで、質問要旨1ですけれども、顕著にその状況が出てきたら、必要となったらという、考えたいということではなく、早めの対応という視点でぜひ国保の健診時に聴力検査を加えてもらえないか、あるいは、そうでなければ耳鼻科のお医者さんと協定をしての聴力検査、こういったことの実施などは検討できないか、お聞きをしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） それでは、お答えいたします。

現在、村で行っている軽度・中等度難聴に関する支援の事業につきましては、18歳未満の子供さんを対象にしたものになっております。これは補聴器の早期装着により聴力の向上や言語の発達支援、周囲とのコミュニケーション支援による情緒障害改善を目的としているものです。

議員おっしゃられるように村の実施している国保の特定健診については、生活習慣病予防に重点を置いておりますので、聴力検査の項目はございません。令和2年の質問の段階でもありましたけれども、また、実施に際して、検討はしておりますが、検査に必要な防音設備の関係上、村の集団健診での実施は難しいと考えております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 塚原利彦議員。

○2番（塚原利彦君） 大きな機械といいますか、その音が、検査をするには、それなりの設備といいますか、そういうものが要ということかと思うんですけれども、例えば、村の現場で、ここでやるんじゃなくて、耳鼻科のお医者さんと協定して実施していく、補助とか出

すかどうかということはあるかと思いますが、そんなようなことで検査をするというのは、今のところは考えていらっしやらないですか。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 今のところは、まだそういった医療機関との提携の協議などはしておらない状況でございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 塚原利彦議員。

○2番（塚原利彦君） ほかの市町村でも、質問要旨2で申し上げますけれども、検査をやっていただきたいということも行政に要請をしているところ幾つかあります。

質問要旨2のほうへまいりますけれども、近年、全国の多くの自治体で、補聴器の購入費の補助制度が創設をされておりまして、新潟県では、県全体30市町村あるんですけれども、全ての市町村で補聴器の購入費の補助が行われるようになったということです。長野県でも、正確ではないかもしれませんが、多分16市町村で実施をしているかというふうに思います。

そして、先頃、3月の議会では私ども麻績の議会では、加齢性難聴者の補聴器購入費、公的助成制度の創設を求める陳情、これを採択いたしました。そこで、これは村長にお伺いをしたいんですけれども、こうして年々、補聴器の購入の補助については、全国でも広がってきております。そういったことを踏まえて、こういった状況についてどのようなふうを受け止められるか、ちょっと村長にお聞きしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 議員のおっしゃるとおり、地域住民、村民の皆さん方の健康管理については、今、いろいろな部分で公的検診等々やる中で、充実を図っているところでございます。

その中に、一つの難聴に対する検査というような部分、それから補聴器に対する補助というような部分でございますけれども、こういったものにつきましては、やはりいろんな状況があろうかと思いますが、近隣等々の、そういった市町村等の状況を見たり、また、いろいろと村の検診の中においてのそういうニーズをお聞きしたりする中で、今後、検討できればと思っておるところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 先ほど、申し上げましたように、これから広がっていくと思います、補助する自治体は。そういうことで質問の要旨3というふうに改めて書いたんですけれども、村長、子育て支援では、幾つかの公約に基づいて支援政策を実施されて、喜ばれています。今度はぜひ高齢者福祉に関しても、ぜひ支援策として、今、申し上げた全国の状況を鑑みて、この補聴器の購入補助を実現をしていただきたいというふうに思いますが、検討を今されるような方向のニュアンスのこともちょっと感じましたが、改めてそこら辺についてお願いします。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今、国のほうの政策の中においても、やはり人口減少、少子高齢化というような形の中におきましては、子育て支援という部分に、国のほうも大変重点を置いているというように見受けられるわけでございますけれども、しかしながら、やはり国の礎を築かれてきた多くの高齢者の皆さん方においても、やはり地域で元気に、そして自分らしさを保ちながら将来を全うしていただきたいというような形の中におきましては、やはりそういった高齢の一環の中には難聴というような部分も出てこようかと思えます。

いずれにしろ、私もこれから高齢になっていくというようなことになれば、そういった時期に境遇するというような部分もあるんじゃないかと思うところでございますけれども、やはり高齢者福祉、障害者福祉についても、やっぱりこれは充実していかなければいけないんじゃないかと思っています。

そういった形の中で、総体的に検討させていただく中で、今後、そういった研究をさせていただければと思うところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今、お答えをいただきました。ぜひ検討していただいて、当地区の5村の中でもぜひ先んじて実施をしていただきたいというふうをお願いをしたいと思えます。

では、次の質問事項にまいります。

子ども子育て支援事業等についてということでお聞きをしたいと思えます。

まず、要旨1ですけれども、今年度から役場内の新しい部署というか、窓口というか、こども家庭センターが設けられたということですかね。これまで、子育て関係の業務は教育委員会と住民課で協力して行ってきたかと思えますけれども、このたびのこども家庭センターについては、ホームページにも案内も特に載っていないかと思えますし、それから、先頃の

4月の「ホット・情報おみ」も特に記載はなかったかと思います。一覧表になっている職務の事務分担表には記載がしてありますけれども、そこで、このこども家庭センターができて、従来の業務、それから、それに伴う責任、そういったものはどう変わったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） それでは、お答えをさせていただきます。

児童福祉法の改正によりまして、市区町村において児童福祉と母子保健の一体的支援や提供を行うようにこども家庭センターの設置について定義づけがこのたびされました。

本年度、当村では教育委員会内にこども家庭センターを位置づけ、3名の職員で相談事業に特に重点を置いてスタートをしております。いずれの職員も専任業務ではなく、他業務との兼任職員となっております。

ご質問の業務の状況でございますが、家庭センターの設置以前でも、議員先ほどおっしゃられるとおり、教育委員会の子育て支援コーディネーターと住民課の母子保健担当の保健師におきまして、子育て関連業務の相談・支援・問題解決等を連携して行っているところでございますが、センターの設置により、窓口の一本化、ワンストップ対応が図られたと思っております。

今後は、専任職員の確保を目指し、教育事務所や児童相談所・各種専門組織等の外部機関とも、より迅速に連携できる体制を充実させ、利用者に寄り添った支援の提供に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） すみません、今、説明いただきました。

それで、一般の村民の方は、どの程度、今、言われたようなことについて知っているかというようなことがあるかと思うんですが、保健センターのところにある高齢者の地域包括センターと、それから子育ての世代包括支援センター、これが一緒になっているんですけれども、ここと業務はどういうふうに違うのか、それからこの包括センター、場所は同じなのか、それとも、今、言われたこども家庭センターは専用電話とか、そういうのもあるのか、どこへ相談に行ったらいいのか、最初に。そういった部分でちょっと分からない部分があるんですが、その辺のところについてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） お答えをさせていただきます。

現状、相談事業一本化ということで行わせてもらっていますが、教育委員会のほうに実際に窓口を置きたいと思っているところではありますが、まだ現状そこまでは残念ながらいけない状況だということで、ご認識をいただければと思います。

兼任職員で行っておりますので、それぞれの部署で、まだほかの仕事があるということで、窓口の一本化ということは、あと、職員を教育委員会のほうに配置できれば、そちらのほうに部署を移せるんですが、まだ、他業務との兼任がありますので、そのような状況となっているということでございます。よろしくお願いします。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） そうしますと、これからもう少ししっかりとした体制にしていくということですが、そうすると今のところは、相談とかがあった場合は、子育て世代の包括センター、保健センターにあります。そちらのほうに行くということになるわけですね。

○議長（峯村賢治君） 宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） 先ほど、1点、ちょっとお答えを忘れてしまったんですが、専用電話自体は麻績村の教育委員会のほうに置いてございます。電話は教育委員会の子育て支援コーディネーターのほうにつながる状態となっております。

保健業務のほうでも、児童福祉の関係がございまして、今までと同様に母子保健の保健師のほうでそのまま窓口となって、対応が可能な状況となっておりますので、申し添えたいと思います。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今、お答えいただきましたけれども、こうしたことは、きちんと分かるような形で、ホームページ、それから広報等にもご相談をいただく体制ができましたというようなことで、しっかり載せてもらったほうがいいと思いますので、ぜひその辺は早急に進めていただきたいかなというふうに私は思います。

では、次の質問要旨2に移ります。

これは、国のこども家庭庁のほうで進めていることかと思いますが、親が働いていなくても保育園などを利用できる制度として、昨年6月に国が閣議決定をして、本年4月から今後の本格的実施を見据えた試行的事業ということでスタートしたこども誰でも通園制度、これができるのでしょうか、実施になっているんですが、長野県内では、本年4月26日現在、私

も調べてみたんですけども、長野市、飯田市、須坂市、御代田町の4自治体で実施をしているというようなことのようにです。

インターネットなどで見ますと、これに関する賛否の意見が見られますけれども、麻績村ではこれはどうなるのか、国や県から何か方針とか、そういったものを示した文書などが来ているのか、現在の状況と、今後の見通しや課題について当村としてどう考えるか、お聞きをしたいです。

○議長（峯村賢治君） 宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） それでは、お答えをさせていただきます。

麻績保育園では、ふだんから園開放の機会を多く設け、誰しものが訪れやすく気軽に安心して利用できる保育園を目指しております。ご質問の今回、国が進めようとしていることも誰でも通園制度ですが、保護者の就労等、各条件を取り払って保育の受入れをするもので、捉え方によっては大きな転換点とも言えるわけですが、現状の一時受入れ・一時保育との違いが明確でないといったことから、現場では戸惑いの声も少なくない状況となっております。

ご質問の通園制度に対する考えであります。国や県からはまだ詳細が示されていない部分もありまして、ちょっとお答えしづらいところではありますが、基本的には国の考えに沿っていくつもりでおりまして、令和8年度から国では本格実施を目指したいとしておりますので、そちらに向けて村のほうでは保育士などの受入れ態勢が懸念されるところではあります。国の指針に沿って、実施の準備をしまいたいと思っております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 新聞ではあまり見ませんが、ネットや何かでは載ってきていますが、保護者の方からこれに関する問合せなんかも来てはいるんでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下教育次長。

○教育次長（宮下信俊君） 実際に保護者のほうからの質問などはまだ村のほうには来ておりません。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 分かりました。

簡単に進められるということではなくて、課題が多いと思いますので、現在、実施中というふうになっている自治体の成果とか、それから課題とか、十分情報を聴取していただいて、検証を行っていただいて、それに基づいて判断していただきたいというふうに思います。

中には、早くやってほしいという要望の保護者の方もいるかもしれませんが、しっかりそういった部分、検証したり、検討したりして進めていただいたほうがいいかなと私は思っております。

では、続いて次の質問に移ります。

質問要旨3ですが、中学校の部活動の地域移行についてお聞きをしたいと思います。

これについては、令和4年9月議会、それから昨年の3月議会でもお聞きをしました。昨年の3月議会では、私を含め、あと2人の議員さんから質問がありましたけれども、このときの答弁では、国のほうで地域移行の検討期間を令和7年まで延ばすということになって、それを受けて、県教育委員会から方針が出るので、それを基に検討したいというお答えであったかと思います。

現在、まだ検討のさなかという状況かというふうに思いますけれども、中でもこの部活動地域移行に関して、課題と言われている部分が何点かあるかと思います。現時点で、方針といますか、方向性、そういうものが固まってきている事項があればお聞きをしたいというふうに思いますけれども、最大の課題は指導者の確保ということだと言われているけれども、そのほかにも附随する課題として練習場所の問題、それから生徒の送迎とか、事故やけがに対しての対応、費用負担、こういった点があるかと思いますが、こういった部分について、現在の検討状況とか、結果についてある程度固まってきていること等あれば、お聞きをしたいと思ってお願いします。

○議長（峯村賢治君） 加瀬教育長。

○教育長（加瀬浩明君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

中学校の運動部活動の地域移行につきましては、文部科学省のほうで令和7年度までを改革推進期間として、移行の達成期間は一律に定めないということが確認をされました。

そのことを受けて、長野県教育委員会では、様々準備に時間が必要ということで、令和8年度を目途に休日の活動を新たな地域クラブ活動に移行することが示されています。

具体的には、長野県地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会というものが設立をされて、検討が進められています。実は、私も市町村教委の代表として、その委員に選出をされておりまして、これまで4回の会合が実施をされました。議員おっしゃるとおり、課題としては、町村等の小さな自治体では指導に対応できる指導者がいないということ、それから、運営する予算がなかなか捻出できないというようなことが一番大きな課題というふうに現在のところなっています。

実は、6月13日に第5回の協議会が開催をされて、これまで出されている課題等を踏まえて、県教育委員会のほうから、その取組の具体的な内容が説明をされるということになっています。6月13日であります。その説明を受けて、麻績村としても、取組の方向を考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 分かりました。

今、お聞きしたことで、令和8年をめどにということで、検討がこれから本格化するというようなことかというふうに思いますけれども、今の時点で個別にこれはどうか、どうなったかということを知る状態ではないものですから、またこれはこれから先、また状況を見て、またお聞きをしていきたいというふうに思いますけれども、新聞や何かでも人口減少の山間地域の学校にとっては厳しい、難しい課題だというふうに報じられています。ぜひ、子供たちの気持ちや要望に沿って進めていただきたいというふうに思います。

それでは、部活の関係はこれで終わります、次に、要旨4ですけれども……

○議長（峯村賢治君） 塚原議員、ここで昼食休憩を取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○2番（塚原利彦君） 分かりました。結構です。

○議長（峯村賢治君） ただいまから昼食休憩を取ります。

再開は1時といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（峯村賢治君） 休憩を閉じ再開します。

2番、塚原利彦議員の一般質問を継続します。

塚原議員。

○2番（塚原利彦君） それでは、午前中に続きまして、子ども子育て支援事業の4番からちょっとお聞きをしていきたいと思います。

児童・生徒の不登校とその居場所に関して現状と対策はということでお聞きします。

全国的にも増えている子供たちの不登校ですけれども、今や不登校の児童・生徒数は小・中合わせて全国で30万人とも言われて、年々増加してきているようです。原因は、ストレスとか、無気力、不安、対人関係など、様々あるようですけれども、これは子供さん本人だけでなく、親御さんも学校の先生にとってもつらく、悩める問題かなというふうに思います。

それから、親御さんにとっては、仕事との関係で子供の居場所はどうかという問題がのしかかってきています。今、当村の小・中学校でも該当する事案があるとは聞いていますけれども、とてもセンシティブなことでもありますので、詳細や実情をお聞きすることはできないかと思えますけれども、昨今の状況と、それからそうした子供さんの居場所、これに関する考えや方針についてお聞きをしたいと思います。お願いします。

○議長（峯村賢治君） 加瀬教育長。

○教育長（加瀬浩明君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

麻績小学校、筑北中学校では、共に児童・生徒一人一人を大切に教育に取り組んでいるところでございます。小・中学校ともに数名の不登校や不適応傾向の児童・生徒がおりますが、本人や保護者からの願い、希望をしっかりと聞いて、最適な学びや居場所となるよう個別の対応を行っているところでございます。

このような状況を踏まえて、今年度から、空き教室に余裕がある筑北中学校に中間教室の役割を果たすことができる教室を設置いたしました。この教室は、希望をする小学生・中学生が利用できるようになっており、現在は中学生が利用していますが、小学生にも紹介をして、居場所の一つとなるようにしているところでございます。

そこでの学習への取組につきましても、ICT教育の急速な普及により、様々な学習方法が現在考案されておりますので、個別最適な学びとなるよう研究を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今、お答えいただきましたけれども、筑北中学校の中間教室ということで、居場所についてそういった形で対応できるようにしているというふうなことなんですけれども、これは、その居場所となる中間教室は、子供さんたちの対応は先生方、誰がされるんですかね。

○議長（峯村賢治君） 加瀬教育長。

○教育長（加瀬浩明君） 基本的には、正式な中間教室、要は県の教育委員会のほうから認め

られているものではございませんので、対応の教員が加配配置されるというようなことはありません。実際に、中学校のほうは教科別になっておりますので、空き時間の先生がおりますので、その先生方でうまく回しながら進めて、見ていただいているというところでございます。

実際に、子供たちのほうも、ずっとそこに入り浸っているというよりも、行ける授業は教室へ行ったりだとかいうようなことで、動きがありますので、現状に応じて進めていきたいというふうに思いますし、これから小学生のほうも来るということであれば、さらに対応を考えなければいけないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） さっき、ちょっと私もこれはとてもセンシティブなことだということで、詳しいことまではお聞きはできないんですが、やっぱり小・中いらっしゃるということで、推移といたしますか、今までから今日までの感じで増えてきているとか、小学生は今までいなかったけれども、出てきたとか、ちょっとその辺の推移的なことはどんなようなんでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 加瀬教育長。

○教育長（加瀬浩明君） これまでにもやはり数名のそういった不登校、不適合傾向の子供たちはおりました。ただ、急激に増えているというような状況ではなく、毎年、数名というような状況であります。

なお、筑北中学校のほうの空き教室というようなことでありましたけれども、中学校のほうは入り口が別のところからも入れるような状況が、1階の下のほう、グラウンドのほうからも入れるというような状況があり、あまり他の生徒と会わずに入ることができる状況もありますので、今後、さらに検討しながら、子供たちにとってよりよい居場所になるように進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 小学生と中学生、中学になるとかなりいろんなことで、親がいないと困るということではない場合もあって、自宅にいるというようなこともあるかと思うんですが、小学校の低学年はいるのか分からないんですけれども、そういう子たちで、ずっと学校に行きたくないというような状況の場合に、親御さんが仕事の関係があって大変困っているとか、例えば、そういったときには、ある程度対応ができる状況なんでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 加瀬教育長。

○教育長（加瀬浩明君） それぞれの子供たちの状況によって、家庭環境も含めて、大きく違いがありますので、個別に本人、保護者のほうとそれぞれ話をさせていただいて、できるところから、無理をせずに進めていくという方向でおりますので、個別によって大分状況は違いますが、しっかりと一人一人に合った方向で対応を進めたいというふうに考えているところでございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） これは親御さんたちにとっては、本当に悩める問題かというふうに思いますが、やっぱり学校に行きたくないとか、不登校といっても、いろんな定義があって、私も詳しく分かりませんが、ずっと出てこないとか、たまに出てきたり、出てこなかったりとか、いろいろあるらしいんですけれども、とにかく相談をする体制は、先ほど聞きましたけれども、相談の受付についてはかなりできるような体制が充実できてきているということなんですけれども、実際、その居場所というものを確保したり、その対応ができるということとを併せてやっていってもらわなきゃはいけないといいますかね、切実な問題だと思います。

今、お聞きした中で、中学校のほうでそういう対応のできる場所を造ってもらってあるということですので、また今後、どんなふうになっていくか、難しいところですが、ぜひ、以前は、昔はという言い方ではないんですけれども、そんなにこういうことについてちょっと困ってしまうとかいうことってそんなになかったんですけれども、最近は、とにかく全国で増えているというようなこともありますので、親御さんの仕事の関係に影響があったりとか、全国ではやむなく仕事を辞めたというような方もあるというようなことは、ぼつぼつネットや何かに出ていますけれども、そういうふうにならずに、ぜひ進められるようお願いをしたいというふうに思います。

ちょっと、これ以上はちょっとお聞きをするという部分では特にはないんですが、しっかりとそういう体制について向き合ってもらってれば、ありがたいと思います。

それでは、続いて、次の質問事項にまいります。

公共交通政策についてということでお聞きします。

現在、麻績村では、新たな村内の公共交通について、3月21日、開催をされた村営バスの運営審議会で、現在、筑北村で実施しているデマンドバスの方式、これを検討対象として実証運行を行って、それを基に具体化をしていくというようなことで、現在、進められているかと思いますが、昨年12月議会の質問で、私のほうで、麻績の村民の方で、筑北村のバスを

利用している人について、引き続き、できるのかなということでお聞きをしましたけれども、ご答弁では、筑北村には確認はしていないけれども、朝夕の定時定路線は運行するという話を聞いていて、それには乗車いただけると思っていると、それから、麻績村の循環バスですけれども、宮本地区については、6回ぐらい行き来があるものでということで、そうしたものの利用もというお答えをいただきました。

それで、筑北村ではこの4月から、村内のバス運行について坂北地域は定時定路線があったんだけど、これを廃止して、坂井地区での本城、坂北地区と同じようなバス停からバス停のデマンドバスの実証運行を行っているということで、こうした中、これまで筑北村のバスを麻績村民が利用ができていたんですけども、デマンドになってからできなくなったということで、私も駅へ行って運転手さんに聞いたりしました。ちょっとこういうことで、麻績の村民で利用していたんだけど、できなくなってしまったということについて、ちょっと村としてはどんなふうに考えればというか、それは仕方がないじゃないかということだけになるのか、何とか利用できるような対応、そういったことが可能なのか、ちょっとお聞きをしたいと思っています。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

議員がおっしゃりますように、今年度より筑北村の坂井地区において、本城、坂北地区と同様のデマンド型のバスの実証運行を実施しております。このデマンド型のバスを利用できるのは、筑北村の村民の方、また、麻績村の村民で筑北村へ通勤、通学する方は利用することができるとされています。よって、麻績村の村民の村内の移動には利用できないものとなります。

また、朝夕に運行しております定時定路線バスについては、麻績村の村民も条件なく利用することが可能であります。

筑北村の村営バスの運行につきましては、筑北村の村民を主体とした移動手段として運行されているものでありまして、基本的には他村の利用者まで考慮した上で、利用形態を決定するものではないと考えます。

12月にもご質問いただきましたけれども、宮本地区住民の対応につきましては、以前、朝夕は、筑北村の定時定路線バスを利用いただき、日中については麻績村の地域循環バス、週6日運行されていますので、そちらをご利用していただきたいと思いますと考えております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今、お答えいただきましたけれども、ちょっと私も直接、乗っておられた方とは、お聞きはしたわけじゃないもので、具体的なことはちょっと分かりませんが、今度、坂井方面の定時定路線は大分本数は少なくなって、本当に朝早いのと、夕方と、2本か3本になったようです。

今まで、例えば、利用していた方は、そういったところに乗っていたというよりも、日中動いていたのに乗っておられたのかなというような気もするんですけども、とにかく、これは、村民の方の中にもこのことについていろいろ意見も言われたこともあります、実際、筑北村のバス、それから麻績のバス、同じ国道のところは一緒に走ったりするわけですけども、麻績村内に筑北村のバス停が9か所もあるんですよ。滑沢からこっちの宮本までの間ですけども、麻績の村民の方でも、坂井方面や、それから坂北、本城方面に行きたいという方もあるかというふうに思います。

ここからは、今、現状についてどうかということをお聞きするわけじゃないんですけども、考え方として、そもそも麻績、筑北両村とも地形も生活圏も一体のこの地域で、生活に必要な交通手段を何で別々に考えなくちゃならないのかと、もちろん地区ごとに利便性のある運行ルート、これは必要ですけども、買物とか、通院、入浴とか、両村民に利便性のある現実的なルートや運行形態を両村で協議をして、共同運営をしていてもいいんじゃないかと、たまたま今度委託するバスも同じ会社ですし、両村で、共同でそういった点を協議して、もっと利便性の高い、不効率のことがないようにそういったルートなどの開発、そういったことを協議もしていったらいいんじゃないかと、振興計画にも近隣自治体との連携についての検討を掲げております。

私もこのことについては、同じことを過去にもお聞きをしましたけれども、こういった麻績、筑北両村で、この地域の公共交通の構想とか、体系、それから検討、協議、こういう視点について、視点というかスタンスということについて、麻績村としてはどういうふうに考えておられるのか、これは麻績は麻績だけでやっていくということだとか、共通して、共同してやっていくということが必要じゃないかという部分が少し考えとしてあるのかどうか、ちょっと基本的な部分、この共同でやっていくというこの地域の公共交通の構想ということについて、村としての考えはどんなことかお聞きしたいと思います。村長に、もしあれだったらお聞きをしてもいいんですが。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきますが、議員おっしゃったように、今年度から両村の村営バスの運行委託事業者が同じ事業者となったことから、今後のこの地域の公共交通の在り方について、今年度、事務者レベルで筑北村と地域公共交通システムについて懇談をしてみたいと考えております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今、ご答弁いただきましたけれども、やっぱりそのところは、本当に別々、それぞれの村で考えればいいということじゃなくて、やっぱり利用者の利便性とかね、それから、無駄を省くという点もあるかと思いますが、今年度、そういったことで話し合いをされるということです。ぜひここについてはしっかり話し合いも継続的に進めてもらって、それで本当にもっと利便性のよい制度にしていっていただきたい、これは住民の方もそういうふうに願っている方多いですから、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、これでここまで暮らしや日常生活に関わるいろんな点についてお聞きをしてみましたけれども、最後に、これは国の政治の動向について、村政のかじ取りをされている村長にお聞きをしたいと思います。

地方自治法の一部改正案についてということです。現在、国では、この地方自治法の一部改正案が衆議院で可決されて、今、参議院で審議が行われているかと思いますが、全国の自治体から懸念や反対の声が上がっています。この法案の最大の焦点は、政府が国民の安全に重大な影響を及ぼす事態、こう判断すれば、地方自治体に指示ができる指示権、この枠組みを新たに設けるという点です。

どういう事態を対象とするのか、国会の議論を見ても全く詳細は分かりません。政府の一存で自治体を動かすことができるようになれば、国と地方自治体は対等・平等ではなく、上下関係となって、中央集権国家になっていく懸念はますます強まると思います。そこで、村長にお聞きをしたいんですが、このたびの地方自治法の一部改正案についてどう受け止めておられるかお聞きをしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答えを申し上げたいと思うわけですが、今回の地方自治法の一部改正法案につきましては、大規模な感染症や災害が起きた際に、国が地方自治体の対応について指示できるように改正が行われるものですが、特に、県をまたいだ発生時には統一的な見解の中で情報を共有しながら、適正な判断に基づき迅速な指示及び指導が行

われ、感染拡大等の防止につながり、また、2次災害を防ぐことができるのではないかと考えられますし、総体的には地域が安心して対応に当たれる効果があるのではないかと考えているところでございます。

ただし、感染や災害が発生している地方の現場においては、やはり状況がそれぞれ異なると思いますし、また、人命の安全を考えれば早急に地域が迅速な対応を図らなければならない、そんな場面も多くあるのではないかと懸念をするところでございます。

また、自治体と国の対等な立場が損なわれないように尊重した上で、国民の生命を確保するために適正な対応が図られればと考えているところでございます。

まだそういったどこまでがどういうというような詳しい部分についてのいろんなことがまだ下りてきていませんので、そこら辺のところはあれでございますけれども、ただ、基本的な部分について、国、地方自治体がやはり協議を持ていろいろなものに当たるという部分が基本スタンスだと思いますので、そういった部分も重視しながら、今後、そういった対応を図っていただければありがたいかなと思っておるところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今、お答えがありましたけれども、これはご存じのように、日弁連でも反対の表明をしていますし、新聞も全国紙、地方紙、軒並み懸念や異議の声を上げています。

一番は曖昧、どういう事態のときに指示をするかというのが非常に曖昧で、結局、政府の一存でこれは国の重大事態に関わるということになれば、今言ったような感染症だとか、災害の関係は個別法がありますので、そういったものでしっかり進めていけばいいんですが、その他というこの部分については、非常に曖昧ですので、こういったことが拡大解釈をされて、どんどん国の言うことを聞かなくなってしまうような、そういったふうになっていくことに非常に懸念を感じるというふうに、全国で声が上がっています。改めて、これについて聞くということではないんですが、ぜひ村長には地方自治を揺るがすような国の動きに対しては毅然として許容しないという姿勢で臨んでいただきたいです。そういうことを申し上げまして、以上で私の質問を終わります。

○議長（峯村賢治君） 2番、塚原利彦議員の一般質問が終了しました。

◇ 宮 下 朗 君

○議長（峯村賢治君） 続いて、3番、宮下朗議員の一般質問を許可します。

宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 3番議員の宮下朗です。

本日の質問内容は、通告いたしましたとおり行政におけるDXの推進についてと、第9次の高齢者福祉計画についての2項目です。

一問一答形式で質問させていただきます。よろしくお願いします。

まず、最初に、行政におけるDXの推進についてお伺いしたいと思います。

第7次振興計画に重点戦略として掲げられております自治体におけるDXの推進ですが、それによりますと、自治体DXとは、行政サービスについてデジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させ、さらには職員の職務負担軽減などの状況を生み出すこととあります。

そこで、まず最初に令和6年度における現在の麻績村役場内のDXの推進状況ということと、その体制という関係でお伺いしたいと思うんですけれども、昨年度よりデジタル推進委員として、会計年度職員の方が採用されておりますけれども、このあたりの職務内容も含めまして、推進状況をお聞かせください。お願いします。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） 私のほうから、じゃ、お答えをさせていただきたいと思います。

当村では、DXの推進に向けて、令和5年度からDX推進委員を配置して、推進体制の構築、方針の決定、課題の洗い出し、それらの解決策などについて、役場内においてDX推進委員会を組織して推進をしているところであります。

昨年12月には住民票の写し、印鑑証明書等のコンビニ交付導入、また、子育て世代には保育園での「コドモン」や住民課での「母子モ」といったアプリによるサービス提供など、住民の利便性の向上、役場業務の効率化に向けて一定程度の効果が現れ始めています。

推進委員についてのご質問でありますけれども、先ほど申し上げましたように、推進体制の構築、方針の決定、それから課題の洗い出しなど業務を担っていただいております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 職員の事務分担表を拝見させていただきますと、DX推進の職員の方

が昨年度はデジタル推進委員さんも含めて3名記載されておったと思うんですけれども、今年度は、主任さんとデジタル推進委員さんのみの2名になっているんですけれども、この辺は何か理由があるんでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） 特別な理由はありませんけれども、デジタル推進委員さん、2年目となりますので、その辺のところをちょっと加味させていただいて、しっかり仕事をさせていただくということでお願いしております。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） やっぱりDXの推進の目的の一つにやっぱり職員の皆さんの職務負担の軽減ということはあると思います。ですけれども、この後、質問させていただきますけれども、情報のシステムの標準化等が十分進まない中では、なかなか負担軽減という状態は難しくなっていると思います。

やっぱりここ数年が勝負というか、大切な時期だと考えておるんですけれども、このデジタル化が進めば、小さい自治体にとっても事務処理のメリットは大変大きくなると思います。そんな中で、やっぱり本来であればデジタル推進をする部署をつくっていただきたいと思うんですけれども、なかなか職員の皆さんの数の問題とか、いろいろあるかとは思いますが。そんな中でやっぱりSNSやスマートフォンがもう当たり前に使いなす二、三十代の若手職員を配置して、推進していただきたいと思いますが、村長さん、この考えはいかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今、デジタル化、DX化というようなことで、大変時代の進歩とともに、行政事務においてもそういったものの導入によりまして、事務の簡素化、あるいは軽減というような形でうたわれているわけですが、なかなか果たしてDX化、こういう小さな市町村について、DX化をどんどんやるに従って、何か事務も膨大になってくるんじゃないかというような懸念もしているところでございます。

いずれにしましても、今、推進委員を入れまして、そういった事務の洗い出し、それから、またいろいろな取組のシステムの洗い出し等をする中で、こういった方向でいけば、一番効率的な行政運営ができるかというようなことを今いろいろな面で検討をいただいているという段階でございます。

いずれにしましても、こういった部分につきましては、若い職員の中で、しっかりとした

そういう体制を取る中で、また、幅広くそういうものの機能をこなせるような状況に持っていかなければならないわけでございますけれども、現在においては、そういった部分についての基礎部分で、しっかり推進委員の人に洗い出しをいただいて、今後、麻績村としてどういう方向で、どういうものを取り入れていくかというような形の中で、今現在、検討し、推進をしているところでございますので、今後、いろんな面で進化する中ではございますけれども、より早く、そういうものの導入をする中で、事務の効率化を図ればと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） ありがとうございます。

やっぱり、課をわたっての横の連携とか、やっぱり年代のつながりとか、横縦に対してうまく整えてやっていただきたいと思います。

次の要旨に移らせていただきますけれども、国は、情報システムの標準化と共通化により、人的、財政的な軽減を図って、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるために、デジタル化の基盤を構築するという目標を基にして、令和7年度までに標準準拠システムへの移行を目指すという政策を立てておりますけれども、令和7年度というと、あと1年半という時期に来ていますけれども、標準化に当たっての麻績村としての対応状況はどうなっているかをお伺いしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは、お答えをさせていただきますが、国の情報システムの標準化の構想につきましては、国民のサービスの向上、自治体の業務の効率改善を目的として進められています。

当村においては、住民記録、地方税、福祉関係など、国が推奨する20業務のシステムの標準化に向けて、ベンダーと調整を取りながらシステムの移行目標である来年度中の移行に向けて、整備を進めているところであります。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 協議はしているということなんですけれども、スケジュール的にはどうなんですかね、今のところ、ベンダーさんは、業者さんのほうは多分あれだと思うんです

けれども、決まっていると思うんですけれども、予算の策定とか要求とか、今後のスケジュールとかいうこと、決まっている部分がありましたら教えてください。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） はっきりとした時期はまだ決まっておりませんが、現在、システムの移行作業ということで、標準仕様と比較分析を、今、ベンダーと調整中であります。

内容につきましては、標準仕様と現行の業務の乖離、また、標準仕様の対象外となっている機能などの調整を、今、行っているところであります。今後の予定であります。今後は、来年度になると思いますけれども、今度、導入に向けた、導入作業の経費が発生してくるかと思います。そんなところで進めさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 20品目あるということですが、住民基本台帳とか、戸籍とか、固定資産税とか、いろいろあると思うんですけれども、その中で、ちょっと難しいなとか、そういう部門とかはあるんですか。まだ、そこまで検討進んでいないということですか、お願いします。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） 現在、国の手順書に沿って進めているところであります。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 麻績村におきましても、今まで、今の状態というのは、一つの業者さんに情報システムの管理料として、多分、1億円程度の経費が毎年支払われております。これは全国の自治体でも問題になっていると言われているベンダーロックインと呼ばれる現象と言われていまして、一つのシステム会社さんに業務が固定されてしまっていて、様々な弊害出ております。それがいいというメリットもあると思うんですけれども、このシステムが計画どおりに稼働していけば、このような状態が改善されるとともに、システム更新料とかが大幅に削減されるんじゃないかと予想されますので、職員さんの負担も大変今は重いかと思われまうけれども、何とか対応をお願いしたいと思っております。

次に、その関連でもありますけれども、今年度、1,067万円という予算で、仮想ウェブブラウザシステムが導入されるということですが、3月の予算説明のときにも若干はお聞きしましたが、今年度、導入するという理由と業者選定とか、予算決定の経緯というもの

をお聞きしたいんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

かつては、情報セキュリティの強靱化の観点から、庁内ネットワーク系とインターネット接続系の分離による運用が求められておりました。しかしながら、コスト面や業務の効率性という問題の指摘が各方面からなされました。

こうした背景を踏まえまして、国の示す自治体情報セキュリティ対策のガイドラインでは、ネットワークの強靱化を図りつつ、コスト面、業務の効率性といった問題を解決できる仮想ブラウザ方式を許容しています。

当村においては、今年度、仮想ウェブブラウザの導入を予定し、現在、進めているところであります。この導入によって、職員の業務効率の改善、手間や紙のコスト削減、メールのやり取りやホームページの更新など、様々な業務が自席のパソコンで行えるようになるため、情報発信力の高まりも期待されているところであります。

ご質問の業者選定につきましては、まだ現在できていないところであります。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） それでは、まだ決まっていない部分が多いということでしょうか。いつ稼働になるかということは、大体予定は決まっておるのでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） 現在、進めておるところでございまして、まだはっきりは決まっておりません。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） この情報のシステムの一元化とどのような関わりがあるのか、ちょっとそこら辺はまだ分からないんですけれども、セキュリティの向上とハードウェアが少なくなったり、業務効率が上がるということで理解しておりますけれども、導入に当たっては少なからず経費がかかるので、ハードウェアの端末等を削減する中でとか、そういうことで有効活用をお願いしたいと思います。

この質問のD X化の最後になりますけれども、L I N E公式アカウントの導入についてということで、少しお伺いさせていただきたいと思います。

スマートフォンアプリとして、月間利用者が9,700万人と言われるLINEでありますけれども、今や社会インフラとして欠かせないツールとなっております。私たち、議会でもグループLINEを使って、各種連絡や情報共有をしているところでもありますけれども、聞くところによると、消防団なども村内の団体さんたちもグループLINE活用して、連絡等を取っていると聞きます。

それにつきまして、LINEの運営会社でありますLINEヤフー株式会社のほうでは、地方公共団体に向けて無償で公式LINEアカウントのプラットフォームを提供して、全国でも28.6%の自治体がこのシステムを導入して、防災情報や子育て情報を提供したり、住民の問合せに答えたりしているようであります。近隣では、生坂村さんも導入しているということですが、麻績村として導入するお考えはありませんでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは、お答えをさせていただきます。

既に多くの自治体で導入をして広報や相談業務などに利用されていることは認識しております。各自治体では、それぞれの目的を達成するための一つの情報のツールとして活用されているものであります。

今後、既に導入されている自治体の活用方法などを参考にしながら、研究をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） ありがとうございます。

このLINEにつきましては、いろんな活用方法があります。使い方によってはお知らせ放送、今現在は音声放送のみなんですけれども、それを文字情報として連絡を発信するとか、そういうこともあります。

また、先ほど、塚原議員さんのほうでもご質問ありましたけれども、いろんな例えば、こども家庭センターの窓口の問合せとかいうことも、LINEなんかを窓口にすれば、スムーズにいくところもあると思いますし、また、アンケートとかも取れる機能があるらしいので、いろんなニーズを捉えるということにも使えるんじゃないかなと思うんですけれども、ぜひ、活用していただきたいと考えます。

また、その自治体によっては、多分、これは基本的には無料なんですけれども、有償サービスとしていろんなアンケートを取ったり、あるいは各地の観光地を回って、スタンプを押

していただいて、それで、それが宿泊サービスとか、飲食サービスとかに使えるポイントになるというような機能も付加価値としてはつけられるということなんですけれども、副村長さん、どうですかね、こういうシステム導入するというような考え方は、デジタル担当の方としてどうですかね、お願いします。

○議長（峯村賢治君） 宮下副村長。

○副村長（宮下利秀君） 宮下議員におかれましては、日頃からデジタルの推進につきまして、いろいろご提言をいただきまして、大変ありがとうございます。

先ほど、総務課長のほうから、答弁をさせていただきましたけれども、まず、村の状況でございますが、昨年度よりデジタル推進委員さんに着任いただきまして、村の中のデジタルの推進業務につきましても、徐々に進んでおるんじゃないかなというふうに実感をしておるところでございます。

また、ご質問のLINEアカウントの関係でございますが、先ほど総務課長答弁しましたように、多くの自治体で活用し始めているということは承知しておるところでございますけれども、LINEのアカウントを取得して、その後、どうするかというところが課題でありまして、組織的な課題、また環境的な課題、また、それをどうやって運用していくかというような課題もございますので、先進町村の事例を参考にしながら、また庁内で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 私、前回も防災のところで質問させていただきましたけれども、こういうツールを使って、防災の情報を流すというのは、やっぱり幾つもの情報伝達手段が持てるという中で、大変有効かなと思うんですけれども、大きい自治体なんかは独自のアプリケーション使って発信しているところもあるようなんですけれども、そうなればいいんですけれども、こういう無料のツールもあるということで検討をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問事項に移らせていただきます。

今年度より、3年間の第9次高齢者福祉計画が策定されましたけれども、今期間中に、団塊の世代が全員75歳になるという超高齢化社会を迎えます。麻績村のような小さな自治体では、要介護高齢者の増加と生産年齢人口の減少が特に懸念されております。地域の実情に応じたサービス基盤の整備や在宅サービスの充実が重要になってくると思われます。

そこで、個々のサービスについて幾つか質問させていただきたいんですけれども、その前に計画の冒頭に要介護者と要支援認定者の近隣自治体との比較というのがありまして、要支

援認定者の割合が県下でナンバーワンという記述がありますけれども、この辺の状況について簡単にご説明をお願いしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） では、計画についてご説明させていただきます。

麻績村では、この先、令和12年頃まで介護が必要な割合の増える75歳以上人口の高止まり傾向が続くと見込まれています。

それに伴い、独居世帯、老々世帯等が増えることが予想されるため、新たな支え合い体制の整備が必要となってまいります。

第9期介護保険事業計画高齢者福祉計画は、引き続き、地域包括ケアシステムの整備を進め、高齢者を取り巻く環境の変化による様々な課題に道筋をつけるために策定いたしました。計画の中での現状の分析としまして、村全体で介護や支援の認定を受けている人数は約250名、割合では、先ほどお話ありましたが24%余りと、全国や近隣自治体と比べても高い数字となっております。

特徴としましては、要支援認定者の割合が県内一高く、通所リハビリや訪問リハビリなど、介護予防サービスの利用を希望する人が多いことが挙げられるかと思います。

できるだけ、介護状態になることを先送りし、重度化を防ぐという住民意識の高さに応えられるよう、関係機関や事業者と連携し、介護予防、生活支援をはじめとした各種事業を実施できるよう、計画を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 要支援認定者が多いということは、それだけ通所サービスが充実しているということだと認識しますけれども、それだけそういう対象の高齢者の方が多いということも事実だと思います。

そんな中で国保のサービスについて、幾つかご質問させていただきたいと思います。まず、最初に、配食サービスについてお伺いします。

高齢者に対するアンケートというのが載っていましたが、この中で、今後の自宅での生活継続に必要と感じる支援サービスという問いに、やっぱり3割程度の方が配食サービスと答えておりますけれども、麻績村における配食サービスの現状をお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） それでは、お答えいたします。

社会福祉協議会へ委託事業として行っている配食サービスにつきましては、高齢等により食事の用意が困難な方や、塩分や糖分などがコントロールされた療養食が必要な方などを対象に実施しております。月曜日から土曜日まで、昼食と夕食を対象に届けております。暫定ではありますが令和5年度の実績では、稼働日数は313日、配食数は昼食1,556食、夕食5,036食、合わせて6,592食となっております。

このサービスについては安否確認も兼ねておりますので、お届けの際にはお声がけ、あるいは対面でのお渡しをしておりますけれども、心身の状態により玄関先での弁当の受渡しだけでなく、室内に入りケースの蓋を外してセットする必要がある方が増え、1件当たりの所要時間が長くなる傾向がございます。

また、独居の方の増加に伴い、夕食を希望されるケースが多くなっておりますが、厨房で料理できる数にも限度がありますので、今後、夕食の希望がさらに増えた場合には何らかの対応が必要になるという課題がございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 大変ご苦労なさっていると思うんですけれども、先ほどのまたアンケートになりますけれども、元気高齢者というんですか、元気な高齢者の方でも配食サービスを希望されている方が結構出てきていると思うんですけれども、能力というか、キャパはもうほとんどいっぱいなんですか。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 実際、社会福祉協議会のほうには確認を完全にはしておりませんが、今現状、かなり厳しい状況、厨房のキャパシティが厳しいというようなお話は伺っております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 今後、大変問題になってくるというか、期待されているサービスだと思っていますので、ぜひ対応を続けてお願いしたいと思います。

続きまして、認知症の予防策についてお聞きしたいと思います。

認知症の予防につきましても、社会福祉協議会を中心に様々な活動を行っていただいておりますけれども、現状と今後の課題等がありましたらお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） では、お答えいたします。

高齢者福祉計画の中では、高齢者が地域貢献や生涯学習活動を通じて生涯活躍することが、認知症予防の観点から重要としております。村としては、村民が自主的に集うサロン活動への支援、例えば、どこでもいきいき運動教室など、といったものですとか、シニアクラブ活動に対する支援、また、社会福祉協議会への委託事業である元気アップ教室、生活習慣改善教室など関係団体と連携して認知症予防に取り組んでおります。

課題としますと、やはり各地区回っておりますけれども、参加人数少ないというような話も伺っております。そういったところをこれからどうしていくか、また、取組等を協議していければと思います。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） ありがとうございます。

参加人数が少ないという話は私もちらっとは聞いているんですけれども、そこら辺の原因とかは何か把握しているものというのはあるのでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 実際に分析まではいっておりませんが、女性の在宅の方の出席はあるが、なかなか男の方の出席が望めないというような話も聞いております。こういったところに原因があるか、また呼びかけの参考にするために、現状分析等進められればと思っております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、有償サポートと有償運送についてお聞きしたいと思います。

高齢者のアンケートでも要望の高い、雪かきサービスとか、あと移送、移動のサービスですけれども、おみごと有償サポートとか、福祉バスの運行、福祉有償運送など、社協を中心に様々なサービスを提供されておまして、大変感謝申し上げるところでありますけれども、高齢者の交通事故等が多発して、運転免許を返納される方も増加しております。

そんな中で、通院や買物などの外出同行サービスを期待する声もかなり上がっておりまして、先ほど、塚原議員さんのほうからも公共交通のご質問ありましたけれども、この問題、

公共交通問題ともちょっと関連して、大変難しい問題ではあるんですけども、外出同行とか、そういうことについてはどのように社協、住民課のほうでも考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） お答えいたします。

高齢者の自立生活を支援する施策として、社会福祉協議会で取り組んでいるおみごとサポート事業や福祉有償運送事業が挙げられます。

おみごとサポートについては、住民主体のサポートボランティアによる有償ボランティア活動で、買物、ごみ出し、雪かきなどの簡単な支援を行うもので、令和5年度には79件の依頼があったと聞いております。

また、高齢者の移動支援としての福祉有償運送は、在宅の高齢者等に対しリフト車を使用して通院等の移動支援を行う事業で、令和5年度には111件の利用がありました。有償運送については、今後、免許を返納された方の移動手段の確保という観点からも事業内容を検討していく必要があると考えております。

高齢化の進む麻績村にとっては、どちらも重要なサービスとなっておりますので、実施主体の社会福祉協議会と連携し継続してまいりたいと思います。また、改善する点等あれば、住民の声を聞く中で検討していければと思っております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） ありがとうございます。

元気な高齢者と認知症の高齢者とのグレーゾーンといいますか、中間の方等が、やっぱり通院とか、買物に一緒に行ってほしいというような声も大分挙がってきているように聞いております。ぜひ、何かそういうことで検討いただきたいんですけども、県の「まいさぼ」ですか、買物同行とかもしているような感じで見受けられるんですけども、そこら辺、県の「まいさぼ」とか、そういうところとの連携とか、そういうことはあるんでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） お答えいたします。

包括支援センターに寄せられる相談内容のうち、生活の困窮ですとか、そういったこれからの生活不安に対する相談も多くなっております。そうした場合に、「まいさぼ」を通じていろんな対応策等を検討して、協議、連携しておるところではございますけれども、先

ほどの買物同行というところに関して、ちょっと確認ができておりませんので、また、内容を確認したいと思います。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） ありがとうございます。

すみません、ちょっと先ほど聞き忘れたんですけれども、配食サービスなんですけれども、認定はどのような状況になっているんですかね、許可の認定という。お願いします。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 認定については、村のほうへ申請を上げていただいて、基本的には、65歳以上の方について申請を上げていただいているような状況でございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、高齢者の見守りと安否確認についてお伺いしたいと思います。

これについては、以前より緊急通報装置設置の助成等があったと思われそうですけれども、現在、この制度の活用状況とかはどうなっておりますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 計画の中でも若干触れてございますけれども、通報装置自体の希望はかなり減少しておるような状況でございます。まれにあれば、内容を検討して、対策を進めているというような状況でございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 現状は、やっているところは若干あるという解釈でよろしいでしょうか。それで、そういう、今、多分デジタルとか、そういうものを使って、監視とかもあるんじゃないかなと感じておるんですけれども、そういう部分のそういう助成とか、あつせんとかは、現在のところないんでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 今のところ、そういった装置に関しては、各個人で対応していただいているような状況でございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 見守りの部分も大変重要なところであると思いますので、ぜひ、いろんな形で助成をお願いしたいと思います。

続きまして、最後の質問になりますけれども、成年後見制度の利用促進についてお聞きしたいと思います。

認知症高齢者の数は、新オレンジプランによりますと、2025年には、5人に1人になることが見込まれ、知的障害者の高齢化も懸念されておりまして、成年後見制度への需要が増大することが予想されていると言われております。そこで、麻績村における現在のこの制度の利用状況をお伺いしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） それでは、お答えいたします。

成年後見人制度は、認知症や障害により判断能力が十分でなくなり、自身では財産の管理や契約行為などを行うことが困難な方を支える重要な手段となっております。

村では、地域包括支援センターが相談窓口となっており、松本市社会福祉協議会が運営する成年後見支援センターかけはしが2次相談や受任等を担うという体制が整備されております。

麻績村ではこれまでに9件の事例があり、これについては同規模の自治体と比較しても多い状況かと思われます。高齢化が進む中でさらに需要が増えることが予想されますけれども、高齢者の権利を保護し、暮らしを支えるため関係機関と連携し、制度運用の支援をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） ありがとうございます。

利用はあるということなんですけれども、この制度の利用に当たりましては、親族等が不在で、後見開始の審判の申立てができない場合には、村長が申立てを行うとありますけれども、申立てに要する費用の負担でありますとか、成年後見人等の報酬とかはどうなっているんでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 経費に関わる部分については、村の予算のほうで対応をさせていただいてございます。報酬に関しては、ちょっとすみません、資料ございませんので、確認

をさせていただければと思います。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 制度利用に当たっては、本人への説明とか、成年後見候補者との事前面談などの個別支援は村単独で行うとありますけれども、本人理解という部分は大変難しい課題だと思われましても、この辺の対応というのは、村としての対応というのはどうなっているのでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 実際に、身寄りの方の対応が難しいということで成年後見制度を利用されるというケースが多いかと思われまします。その場合に、在宅の方については、非常に困難な状況がございますけれども、施設入所の方などについては、施設の方と連携しながら進めているというような状況でございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） ありがとうございます。

それでは、その施設のほうとの相談ということでできているということですね。分かりました。

それで、今回の高齢者福祉計画は、いわゆる団塊ジュニアの世代が高齢者になる令和22年度までを念頭に置いているということで策定されていると聞きますけれども、基本理念にありますところの全ての人が麻績村で暮らせてよかったと思える村づくりということを目指しているということですが、この辺、ぜひ促進していただきたいと思いますけれども、この高齢者福祉ということに関しての村長のお考えもちょっとお聞きしたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今、いろいろとご質問をいただき、ご回答をしてきたところでございますけれども、やはり、今、高齢化というような形の中におきましては、どうしても老々世帯、独居世帯というのが増えつつある。なおかつ、それに対する家族という部分が近くになくて、遠くにいるというような形の中で、どうしても日々の生活については、いろんな面で不便を来しているというのが実情でございます。

しかしながら、そういった高齢者の皆さん方が安心・安全に、やはり最後まで自分らしさ

を保って生活できるような、そんな村づくりに向けて、今、推進しているところでございますし、また、新聞紙上の情報によりますと、孤独死という部分が大変多くなっているというようなことで、全国でも6万7,000件というような形というようなことで出ておりましたけれども、そのような形にならないように、やはり社協を通じる中でも、いろんな配食サービスか何かを通じて、いろいろと声かけをすとか、また、村のいろんな健診等の中においても、やはり声かけをしていくとか、いろんな形の中で、やはり高齢者の皆さん方が安心・安全に住めるような村づくりに重点を置いていきたいと思っておりますのでございます。

今、成年後見人というような部分もご質問あったわけでございますけれども、誰も見ていただけない、肉親の方がいないというような、最悪のケースの中で、そういった金銭管理等を成年後見人にしていただくというような形で、中には村長申請というような部分もございますけれども、あとの経費等につきましては、やはり年金等の中から差し引いてというような、また、預貯金の中から差し引いてというようなことで、個人負担というような形になっているわけでございますけれども、やはりそういった寂しい情勢の中において、高齢者の皆さん方が不安を持たないような形で、今後についても、行政において高齢者福祉の充実に向けて、推進を図れればと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） ありがとうございます。

社会福祉協議会を中心に様々なサービス提供していただいて、大変福祉にも貢献されていると思います。引き続き、今後も体制を築く中でやっていっていただきたいと思います。

以上で、私の質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（峯村賢治君） 宮下住民課長。

○住民課長（宮下佳康君） 先ほど、ご質問の中で、緊急通報装置の関係、確認をさせていただきましたので、お答えさせていただきます。

補助事業に関しては、上限2万円の補助事業がございます。令和2年度には2件の補助実績がございますが、令和5年度では特に実績はなかったというような状況でございます。よろしくお願いいたします。

○3番（宮下 朗君） ありがとうございました。

○議長（峯村賢治君） 3番、宮下議員の一般質問が終了しました。

◎委員長報告

○議長（峯村賢治君） 日程第2、委員長報告を議題といたします。

社会文教委員会に付託しました第5－8号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情、第6－2号 「訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと」を求める陳情、第6－3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願、第6－4号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」の採択を求める請願、第6－5号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願、第6－6号 「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准」を求める請願の結果について、報告を求めます。

塚原社会文教委員長。

〔社会文教委員長 塚原利彦君 登壇〕

○社会文教委員長（塚原利彦君） 社会文教委員会に付託をされました陳情2件、請願4件の審査した結果を報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりです。

まず、第5－8号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情については、継続審査としました。

国民年金や厚生年金保険の被保険者で、日本国籍を有しない方が我が国を出国する際は、脱退一時金を請求することができます。同時に、年金受給資格を喪失するため将来的には無年金や低年金になります。入国時には就労ビザや留学ビザであっても、やがては永住資格などの申請を行うことができるようになっており、永住資格を持つ外国人であっても、脱退一時金の申請を妨げるようにはなってません。

無年金である外国人の増加が、将来的に地方の財政負担につながることは理解できますが、国の情勢を見守る中、今後の動向も視野に入れながら結論を出す必要があるため、当委員会では、陳情の趣旨は理解した上で、継続審査と決定しました。

次に、第6－2号 「訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと」を求める陳情については、採択・意見書提出としました。

訪問介護は人手不足が深刻です。ヘルパーの給与は、常勤でも全産業平均を月額約6万円

も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は22年度で15.5倍と異常な高水準です。

政府は、訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、既に加算を受けている事業所は基本報酬引下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。

今回の介護報酬改定では、介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしています。これにより厚生労働省は、職員のベースアップを24年度に月約7,500円、25年度に月約6,000円と見込みます。しかし、財源の根拠が不明確で、ベースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。

よって、この請願の願意は妥当であり、本委員会は採択・意見書提出としました。

次に、第6－3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願については、採択・意見書提出としました。

義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により教職員配置を行っている自治体もありますが、公教育において自治体間の格差が生じることは大きな問題です。国の責任で十分な教員配置のための財源保障をし、子供たちが全国どこに住んでいても一定水準の教育が受けられるよう学びを保障するための条件整備は不可欠です。義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充についての趣旨は妥当であり、本委員会は採択・意見書提出といたしました。

次に、第6－4号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」の採択を求める請願につきましては、採択・意見書提出としました。

2025年度から小学校の学級定員は全学年で35人となります。長野県では2013年に小・中学校全学年で35人学級が実現しました。また、複式学級の定員についても、独自に小・中学校とも8人としています。しかし、義務標準法の裏づけがないため財政的負担は大きく、学級増による教員増の多くを臨時的任用で対応している状況です。

学校現場では、膨大な業務量に加え、一人一人の子供に寄り添った対応が求められ、深刻な人手不足の状況です。教員は多忙を極め、教材研究や授業準備を勤務時間内に行うことは極めて困難になってきています。豊かな学びを実現するためには、さらなる少人数学級の推進と教員の持ち授業時間数軽減のための抜本的な教員定数の改善が不可欠です。

よって、この請願の願意は妥当であり、本委員会は採択・意見書提出としました。

次に、第6－5号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準

に戻すこと」を長野県知事に求める請願につきましては、採択・意見書提出としました。

へき地教育振興法は都道府県の任務として、特殊事情に適した学習指導や教材、教具等について調査、研究及び資料整備、教員の養成施設設置、市町村への指導、助言または援助等、教員及び職員の定員の決定への特別な配慮、教員に十分な研修の機会と必要な経費の確保を規定しています。またへき地手当の月額文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めるとしています。へき地手当の原資は国から県に交付されており、近隣県では文部科学省令で定める率に準拠して支給しています。

しかしながら長野県は2006年度より、1級地のへき地手当率を同省令で定める基準8%の8分の1にすぎない1%にするなど、大幅な減額を行いました。現在は、省令基準の3分の1程度まで回復していますが、近隣県との手当支給率に大きな差があり、隣県への人材流出が起きています。

教職員の人材確保、児童・生徒の教育の機会均等、教育条件整備等の諸観点から、へき地手当支給率を近県並みに回復することが必要であると考えます。

よって、この請願の願意は妥当であり、本委員会は採択・意見書提出としました。

最後です。第6-6号「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准」を求める請願につきましては、採択・意見書提出としました。

国連は1979年に女性差別撤廃条約を採択し、日本は1985年、条約に批准しました。現在189か国が批准しています。1999年には、女性差別撤廃条約の実効性を強化し、女性が抱える問題を解決するため選択議定書を国連総会で決議・採択し、現在、115か国が批准しています。しかし、日本政府はいまだ批准していません。

女性差別撤廃条約の締約国は、女性に対する差別を撤廃する政策を全ての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意しており、国連が定めた国際的な人権基準の適用を積極的に国内で進めることが、条約締約国である日本政府の役割です。選択議定書の批准は女性の人権保障、女性差別撤廃の取組を強化し、ジェンダー平等社会の形成を促進することにつながります。

よって、この請願の願意は妥当であり、本委員会は採択・意見書提出としました。

以上、社会文教委員会に付託されました陳情2件、請願4件の審査報告といたします。

○議長（峯村賢治君） ただいまの社会文教委員長の報告によると、第5-8号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情については、継続審査。

第6－2号 「訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと」を求める陳情、第6－3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願、第6－4号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」の採択を求める請願、第6－5号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願、第6－6号 「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准」を求める請願については、それぞれ採択・意見書提出です。

それでは、付託案件の採決をします。

委員長の報告のとおり、第5－8号の陳情は継続審査、第6－2号から第6－6号までの5件については、採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

したがって、第5－8号の陳情は継続審査、第6－2号から第6－6号の5件については採択することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（峯村賢治君） 本日予定されました議事日程は全て終了いたしました。

以上で、令和6年第2回麻績村議会6月定例会第2日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時15分

令和6年第2回麻績村議会定例会（第3日）

議 事 日 程（第3号）

令和6年6月12日（水）午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の説明

- 日程第 1 議案第1号 麻績村聖高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第2号 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起について
- 日程第 3 議案第3号 令和6年度麻績村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第4号 令和6年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 発議第1号 訪問介護費の引き下げ撤廃と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について
- 日程第 6 発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について
- 日程第 7 発議第3号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について
- 日程第 8 発議第4号 へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書の提出について
- 日程第 9 発議第5号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出について
- 日程第10 発議第6号 議会議員の派遣について
- 日程第11 閉会中の所掌事務調査の件について（議会運営委員会）
- 日程第12 閉会中の継続審査の申し出について（社会文教委員会）

出席議員（8名）

1 番 飯 森 茂 孝 君

2 番 塚 原 利 彦 君

3 番 宮 下 朗 君

4 番 茂 木 泰 男 君

5 番 飯 森 寛 志 君

6 番 宮 川 秀 俊 君

7 番 清 水 清 君

8 番 峯 村 賢 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10 名）

村 長 塚 原 勝 幸 君

副 村 長 宮 下 利 秀 君

教 育 長 加 瀬 浩 明 君

村づくり推進
課 長 塚 原 敏 樹 君

総 務 課 長 森 山 正 一 君

振 興 課 長 塚 原 貴 志 君

住 民 課 長 宮 下 佳 康 君

観 光 課 長 宮 下 浩 保 君

教 育 次 長 宮 下 信 俊 君

代表監査委員 飯 森 力 君

事務局職員出席者

議会事務局長 塚 原 優 仁

書 記 滝 沢 真 吾

開議 午後 1 時 3 0 分

◎開議の宣告

○議長（峯村賢治君） 定刻となりました。

ただいまの出席議員、8 名全員です。定足数に達していますので、令和 6 年第 2 回麻績村議会 6 月定例会第 3 日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

報道関係者より撮影、傍聴の申出がありましたので、これを許可します。

◎議事日程の説明

○議長（峯村賢治君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、議案等の確認及び本日の議事日程について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎議案第 1 号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第 1、議案第 1 号 麻績村聖高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第2、議案第2号 聖高原別荘地地上権に関わる訴訟の提起についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第3、議案第3号 令和6年度麻績村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

したがって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第４、議案第４号 令和６年度麻績村介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

したがって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第5、発議第1号 訪問介護費の引き下げ撤廃と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第1号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第1号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第2号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第6、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第2号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第２号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第３号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第７、発議第３号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第３号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第３号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第４号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第８、発議第４号 へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すことを求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第４号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第4号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第5号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第9、発議第5号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第5号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第5号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第6号について

○議長（峯村賢治君） 日程第10、発議第6号 議会議員の派遣についてを議題といたします。
お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号はお手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

◎閉会中の所掌事務調査の件について（議会運営委員会）

○議長（峯村賢治君） 日程第11、閉会中の所掌事務調査の件についてを議題といたします。

議会運営委員長から、麻績村議会会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の所掌事務調査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査の申出について（社会文教委員会）

○議長（峯村賢治君） 日程第12、社会文教委員会の閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

社会文教委員長から、麻績村議会会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました

所管事務調査について、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

社会文教委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

社会文教委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（峯村賢治君） 本日予定されました議事日程は終了いたしました。

また、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、村長から挨拶があります。

塚原村長。

〔村長 塚原勝幸君 登壇〕

○村長（塚原勝幸君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、ご提案申し上げました4議案、細部にわたり慎重にご審議いただき、全て原案どおりにご承認賜りましたこと深く御礼を申し上げます。

ご決定いただきました事項につきましては、適正に執行してまいりたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

また、一般質問では、6名の方から村政全般にわたり発展的なご提言をいただきました。いずれもこれからの村づくりにつながる重要な事項と受け止め、共に研究を深めていただければと考えるところでございます。多くの貴重なご提案をいただきましたことに感謝を申し上げます。引き続き、村政執行に対しまして、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議員皆様方には、暑さも一段と厳しさを増してまいりますので、熱中症等、体調には十分気を付けていただけたらと存じます。

以上、今定例会閉会に当たりましてご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございます。

ました。

◎閉会の宣告

○議長（峯村賢治君） 以上をもちまして、令和6年第2回麻績村議会6月定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時41分

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員